

令和 6 年
第 3 回定例会
会 議 録

令和 6 年 9 月 1 1 日

令和6年第3回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和6年9月11日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|-------|------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会 期 の 決 定 | |
| | [議 長 諸般の報告] | |
| 日程第 3 | 閉会中の継続調査の申し出について | |
| | [町 長 行政報告] | |
| | [教育長 行政報告] | |
| 日程第 4 | 一 般 質 問 | |
| 日程第 5 | 報告第 1 号 | 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第 6 | 認定第 1 号 | 令和5年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 2 号 | 令和5年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 3 号 | 令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 4 号 | 令和5年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第 5 号 | 令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第 6 号 | 令和5年度江差町港湾整備場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第 7 号 | 令和5年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第 8 号 | 令和5年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第 9 号 | 令和5年度江差町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 報告第 2 号 | 和解及び損害賠償額の決定の専門処分について |
| 日程第16 | 議案第 1 号 | 江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 2 号 | 江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第 3 号 | 江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第 4 号 | 江差町財政調整基金の処分について |
| 日程第20 | 議案第 5 号 | 令和6年度江差町一般会計補正予算(第9号)について |

日程第 2 1	議案第 6 号	令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 2	議案第 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 3	議案第 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 4	同意第 1 号	教育委員会委員の任命について
日程第 2 5	発議第 1 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

◎ 会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会 期 の 決 定	
	〔議 長 諸般の報告〕	
日程第 3	閉会中の継続調査の申し出について	
	〔町 長 行政報告〕	
	〔教育長 行政報告〕	
日程第 4	一 般 質 問	
日程第 5	報告第 1 号	令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 6	認定第 1 号	令和 5 年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 2 号	令和 5 年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 3 号	令和 5 年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 4 号	令和 5 年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 5 号	令和 5 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	認定第 6 号	令和 5 年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 2	認定第 7 号	令和 5 年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 3	認定第 8 号	令和 5 年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4	認定第 9 号	令和 5 年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 5	報告第 2 号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
日程第 1 6	議案第 1 号	江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 2 号	江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 8	議案第 3 号	江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定について
日程第 1 9	議案第 4 号	江差町財政調整基金の処分について
日程第 2 0	議案第 5 号	令和 6 年度江差町一般会計補正予算（9 号）について
日程第 2 1	議案第 6 号	令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 2	議案第 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 3	議案第 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 4	同意第 1 号	教育委員会委員に任命について
日程第 2 5	発議第 1 号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

◎ 出席議員（11名）

議		長	萩	原	徹
副	議	長	塚	本	眞
議		員	打	越	東
	〃		飯	田	隆
	〃		小	野	寺
	〃		室	井	正
	〃		小	梅	洋
	〃		西	海	谷
	〃		出	崎	太
	〃		大	門	和
	〃		増	永	一
					彦

◎ 欠席議員（1名）

〃	田	畑	豊	利
---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
総	務	課	岸	田	礼		治
まちづくり推進課		長	布	施	順		司
財	政	課	長	尾	恵		一
税	務	課	竹	内			強
町民福祉課		長	西	海	谷		靖
町民福祉課	参	事	中	澤	貴		徳
健康推進課		長	若	狭			巧
産業振興課		長	畑		竜		哉
産業振興課	参	事	久	保	田	栄	徳
追分観光課		長	国	仙	敏		孝
建設水道課		長	岸	田	雄		治
高齢あんしん課		長	畑		明	日	香
出納室		長	岸	田	真	由	美
学校教育課		長	宮	津	宗		介
社会教育課		長	安	田	克		臣
総務課	主	幹	森		直		彦
まちづくり推進課		主幹	秋	山	悦		子
まちづくり推進課		主幹	明	上	真		也

(議会事務局)

局
書

長
記

梅
三

川
宮

年
弘

代
之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和6年第3回江差町議会定例会を開会します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、1番、増永議員、10番、打越議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」（委員会報告）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

議会運営委員会の報告を致します。

ひとつ、委員会の開催状況について。

当委員会は、8月21日、8月30日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

ひとつ、今定例会の議案、一般質問等について説明致します。

今定例会には、江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置管理及び処分に関する条例の制定をはじめ、8件の議案が提出されているほか、報告2件、認定9件、同意1件、議員発議1件、一般質問は9名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しておりますので、ご報告のとおりでございます。

ひとつ、会期の日程。

会期の日程については、本日 9 月 11 日の 1 日間とすることと致しておりますが、先に述べた通り、一般質問通告書 9 名で内容も多岐に渡っております。是非、わかり易く、簡潔明瞭な質問、質疑及び答弁をお願い致します。

ひとつ、一般質問などについて。

これまでの定例会と同様と致します。町理事者の反問権については、従来どおりです。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告致します。

よろしくご協力をお願い致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

(議長)

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日 1 日と致します。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、1 回目は演壇で、2 回目以降は自席で行うことと致します。

質問の回数は再々質問まで、答弁を含め 60 分の時間制を採用して行うこととします。

また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問出来るものとし、それに要する時間は、60 分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、議場内の換気のため出入り口のドアを開口しますので、ご協力お願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

去る 7 月 31 日に開催されました、総務産業常任委員会におきまして、小野寺議員より、体調不良のため、委員長を辞任したいとの申し出があり、委員会にて許可されたところ です。

これに伴い、新たな委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に出崎議員、副委員長に塚本議員が、互選されたの通知がありましたので、ご報告致します。

これ以外の諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会から会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

(議長)

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

はじめに、地域還元金の受領について、ご報告申し上げます。

当町とサツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 富山浩樹様の包括連携協定事業の一環として実施している江差EZOCAについて、サツドラ店舗でお買い物をした購入額の一定率を地域還元金として江差町へご寄附頂くこととなっております。

同社より一年分の還元金として、去る8月10日、100万1,059円の贈呈がございました。贈呈されました還元金につきましては、前回と同様に地域経済活動の循環に再び活用されるよう、町が行う特定健診を受診された方や介護予防教室などへの参加者に対してポイントを付与するなど、地域の活性化へ繋がる活用を図って参ります。

以上、贈呈がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めて地域活性化に対するご厚志に厚くお礼申し上げます。

次に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

令和6年8月19日、函館市在住、鈴木智恵様より現金5万円のご寄附がございました。鈴木様は、数十年前に江差町に在住し、長女も江差町で出生され、この度卒寿を迎

え、町政発展のために活用して欲しいとのことでもあります。ご寄附頂きました現金につきましては、ご意思に沿うよう活用させていただきます。

次に、令和6年8月26日、江差町字水堀町6番地2、合同会社ユーラス江差風力 代表社員 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 職務執行者 佐々木 則彦様より現金160万円のご寄附がございました。

同社は、各発電所がある全国の自治体に地域貢献のためにと寄附を行っており、当町も平成27年度から毎年ご寄附を頂き、学校図書をはじめ、町道路線LED化など町設備の充実化に充てさせて頂いているものでございます。

この度の使途につきましては、基金を設置し、再生可能エネルギー利用推進に向けた事業に活用することを検討しており、今議会において江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例と同基金への積立金として補正予算案を上程させて頂いております。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

続いて、教育委員会より行政報告の申し出がありますのでこれを許可致します。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

おはようございます。（「おはようございます」の声）

教育長に変わしまして、私から江差小学校校舎への不法侵入について行政報告致します。

えー既に報道等でご承知のこととは存じますが、8月25日、日曜日、午後10時30分頃、えー町内本町に在住の25歳の男性が、正当な理由なく江差小学校校舎へ侵入し、校舎から出て来たところを張り込みしていた江差警察署署員に現行犯逮捕されたところでございます。

犯人が逮捕される数日前から、学校内において施錠していたはずの鍵が開いているなど不審な点が幾つか確認された為、江差小学校から教育委員会へ報告がありました。

教育委員会では報告を受け、窃盗や器物損壊、個人情報漏えい等の被害が無いか確認を行うこと、また、併せて江差警察署へ相談するよう学校長へ指示したところでございます。

その後、学校に設置されている防犯カメラに侵入者が映っていたことから警察に通報

し、これを受け警察が張り込みを行い、現行犯逮捕に至りました。

その後の捜査において、校内からの窃盗が確認され、9月9日、月曜日に保健室に置いてあった予備のTシャツとタンクトップが盗まれたとして、学校長より被害届を江差警察署へ提出したところ、昨日9月10日、火曜日、当該容疑で再逮捕されました。

この間、学校ではPTA役員に意見を伺いながら、事件の経過や概要等の説明を迅速に行い、保護者への情報提供と不安解消に努めると共に、学校長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって校内巡視の強化など再発防止に取り組んでいるところでございます。

また、教育委員会と致しましても、緊急の校長会議を招集し、今般の事件の概要説明と改めて学校の安全対策の強化について指示をしたところでございます。

学校は児童生徒やそこで働く教職員にとって安全な場所、また、子どもを通わせる保護者にとって安心できる場所でなければなりません。

教育委員会と致しましては、今後も引き続き町内各学校と連携し、事件の再発防止と学校の安全対策の徹底に努めて参りたいと考えております。

以上、教育委員会の行政報告と致します。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり9名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次、これを許可致します。

まず、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。（「おはようございます」の声）

えー私から、2項目につきまして、一般質問致します。

えーまず、はじめに、洋上風力発電関連企業・施設の誘致についてであります。

えー脱炭素社会への変革に向け、再生可能エネルギーの洋上風力発電、道南の日本海沿岸が有望海域として事業化に向け、調査・協議が進められております。えー檜山沖につきましても、有望区域から促進区域指定も近いのではないかとこのように思われます。

江差町も江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例を制定し、ゼロカーボンシティの実現を目指しております。

今後、次世代エネルギーの切り札として期待されます。将来の地域振興、活性化の契機と捉えて質問致します。

えー1点目は、まず、今後、江差港の優位性や高規格函館・江差自動車道の完成を視野に入れながら、関連企業の誘致や特に北海道が計画をしております、洋上風力発電所の保守管理要員を養成する訓練施設の情報収集等を行い、誘致活動をすべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

えー一次、2点目ではありますが、あー地産エネルギーとして災害時等における非常用電源としての活用を計画し、提案すべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

えー3点目であります。以上、檜山沖洋上風力事業については乙部町・厚沢部町等々の理解のもと、近隣町と協調体制で進めるべきであります。これについても町長の見解を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

飯田議員の1問目、洋上風力発電関連企業・施設の誘致についてのご質問にお答えを致します。

現在、檜山沖洋上風力に係る法定協議会は2回を終了しており、漁業への影響や地域共生策などについて、協議が進められております。

議員の質問趣旨と同じく、私も、この檜山沖洋上風力を契機に、江差町は食料や自然エネルギーを都市部に供給できる大きな魅力ある地域で、この魅力を生かして地域の活性化を図るべきだと、強く認識しております。

議員から質問がございました1点目、江差港につきましては、その優位性を活かし、基地港湾を補完する港湾として、発電機を維持管理するための現地法人と、誘致と新たな雇用産業の創出、地域企業の活用を図るべく関係機関と協議・検討して参りたいと考えております。

高規格、高規格道路、函館江差自動車道につきましては、ゼロカーボン道路として整備し、洋上風力資器材の運送のほか、檜山・渡島・函館が連結する物流基盤の強化確立が出来るよう、関係機関に要請を行って参りたいと考えております。

また、洋上風力発電所の保守管理要員の養成につきましては、作業員等の地域人材の育成確保を図るべく、檜山振興局などと連携し検討を重ねて参りたいと考えています。

2点目の地産エネルギーを災害時等における非常用電源としての活用を、というご質問

でございますが、私も議員と同様に考えており、平常時は地域の再エネ電気の有効活用しつつ、非常時には、その地域内の再エネ電源や蓄電池をメインに、自律的に電源供給が可能となる地域マイクログリッドの構築を検討していきたいと考えています。

3点目、檜山沖洋上風力事業につきましては、乙部町、厚沢部町の理解の上、近隣町と協調体制で進めるべきというご質問でございますが、令和6年7月22日に開催された第2回目の法定協議会におきまして、北海道檜山沖における協議会運営規程が制定されました。

協議会の自治体構成員は、江差町、上ノ国町、せたな町、八雲町の各町長となっておりますが、その規程の中で構成員以外の関係町の協力等について定められ、厚沢部町、乙部町のほか、今金町、奥尻町は法定協議会への参加と地域振興に関して発言が求められた場合、発言出来るということとなっております。

えっ、この規程により檜山沖洋上風力について、協調体制で進められているというふうに認識しています。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、再質問致します。

1点目と2点目につきましては、正しく私が指摘した通りの、町長のそれより積極的な答弁でございますので、是非そういう方向で企業誘致、それから災害時のマイクログリッドを活用した地域電源としての活用を是非とも、あの実現して貰いたいと思っております。

えー3番目のですね、あの近隣町との連携でありますけれども、丁度先月、乙部町で、あの一江差ウインドパワーの北部の大規模陸上風力の計画で、えー現地説明会がありました。

私やっぱり乙部の議員さんや、町民の方、何人かとお話をしましたけれども、やはり健康被害や騒音、これに対しましてですね、まだ相当な懸念が持っている。その延長線上にありますのが、檜山沖洋上風力発電に対しても、陸上から300メートルくらいの近さで、景観の問題、町民に対する健康被害の心配が無いのかという、そういう懸念を抱く町民の方が非常に多い訳であります。

ま、我々江差の立場としてですね、あの水堀方面に何年か前にですね、江差、えーエナジー江差の、うー田んぼに、一体にあの一風車が設置されまして、当時はですね、あそこに特別養護老人ホームがありましたし、学校もありました。それでですね、具体的な例え、健康被害の届け出だとか、そういうのがありましたのか、改めてちょっとお伺いした

いと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。えっと一私から、今再質問お答えします。

まずあの一、今現在、江差町内の境界内にある、やろうとしている事業者については、まあ1回目というか、地域説明、乙部さんの方の地域説明は終わったようですが、ま、そこがスタートということでございまして、これから何度か繰り返されると、あのそこはやはり、あの一いくら江差町内の立地であつてもですね、乙部町さんの、それなりの地域の方々の理解得たいということで進めますので、そこは丁寧にやっていくということでご報告受けてます。

それから、えーまっ、後半の部分でございしますが、まあ、えー水堀のところで一番近い距離で、えー民家から300メートルの距離に有るというふうに、私も認識してございすんで、まあ現在ユーラスエナジーさんが運営してございすけども、事業者及び、まあ役場の方への、そういった相談・苦情含めて、今のところございせん。

えー以上でございす。はい。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

それでは再々質問致します。

えーこの一乙部町の関係でございすけれども、やっぱり海を接している隣町ですから、何とかですね、あの一オブザーバー参加でなく、法定協議会に会員となって、一体的にやっぱり、この檜山沖の洋上風力発電事業を進めて貰いたいなと思っています。

私はやっぱり、そういう部分でいくと、現在は着床式を検討しているようでありますけれども、今後のやっぱり展開を考えた場合は、浮体式も視野にいられた協議も必要ではなかろうかというふうに思っております。

私も、うー2〜3カ月前、えーその説明会に出席しました。なんで着床式なんですか。浮体式駄目なんですかしたら、現在の日本の技術においては、浮体式は、まだ完成品ではなく、コストが非常に掛かるという答弁でございました。

ですけど、国の方の動きを一方見ますとですね、日本海領海前からの設置を、法律を改めてEEZ、排他的経済水域までをその洋上風力発電の設置を進めるというふうな方向で

あります。

まさにそれを視野に入れると、これからの洋上風力発電は浮体式が主体になると思うんですよ。そういう部分を含めて、是非ですね、法定協議会において、そちらの方向も、やっぱり議題に上げて協議すべき。そうしますと乙部が懸念するような、陸から、あー陸上から近くて、景観の問題やら健康被害の問題も相当緩和されます。

これはですね、やっぱりこれからエネルギー改革が始まって、その江差が、あー大きな役割を果たす上で、是非ですね、そういうようなことも浮体式も視野に入れながら、協議会を進めていくべきだというふうに考えますが、改めて答弁を願いたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー、飯田議員から再質問、あ、再々質問を頂いて、えー乙部町との関係というところでご質問頂いているところでございます。

まず、前提としてですね、この法定協議会、えー構成するメンバーでありますけれども、それぞれの町が、あーその、それぞれの町が参加するかどうかというのは、正にその町が決める事でして、乙部町はこの協議会からは、には入らないというご意志を、乙部町自身が発しているというところでございまして、江差町として、隣り町のことをですね、というような立場に我々江差町として、どうして行くべきかということ、しっかり考えるべきというふうに思っております。

その上で、乙部町との関係でありますけれども、まずはですね、我々の町は、今般、あー条例も制定をさせて頂きまして、洋上、陸上含めた風力発電、或いは太陽光発電に対してゾーニングをさせて頂いて、その上で、環境配慮事項、お一事業者には、こういう配慮をして欲しいということ、しっかりですね明文化した中で、えー、まちづくりに寄与するような、あーえー再生可能エネルギー等、地域の活性化、或いは環境との両立を目指して江差町のまちづくりを考えていく。これは議会の皆様にもお認め頂いたものというふうに思っています。

やはりですね、我々江差町としてどうしていくのか、江差町の海域の中で、どうしていくのかということ、しっかりですね議論しながらも、そういった中で、法定協議会の場合では、先程も最初の答弁で申し上げましたとおり、乙部町や厚沢部町、今金町、或いは奥尻町、こういった町は洋上風力を建設するエリアではありませんけれども、しっかり地域共生策、地域振興策と一緒に考えていくという枠組みの中で、オブザーバーという、ある意味では異例な形で参加して頂いているところでございます。

しっかりですね、各町連携しながら、この洋上風力を活かして地域の産業、或いはです

ね、都市部にしっかりですね、エネルギーを供給しながら、この地域の存在意義というのですね、認識して貰いながら、地域の活性化を図って参りたいなあというふうに思っておりますので、まあ、ごめんなさい。

えーっと、あと浮体式への事ですけれども、えーまだ着床式を前提に法定協議会で議論されているところでございまして、まだまだ先程、飯田議員からご質問ありましたけども、浮体式に関しましては、技術的に、えー確立していない。また法的な整備も、不十分なところが有るといふように伺っておりますから、将来的にはその浮体式ということも視野に入れながら、議論を進めて行かなきゃいけないなというふうに思っています。

その時にはしっかりですね、各町、お一連携しながら、同じ檜山沖というところですね、連携して乙部町とも協力しながらやって行かなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、まずは、今、議論している法定協議会で議論しているのは、着床式をどうするか、どのように、えー推進して行くかというところが、あー議論の、えー前提だということをご理解頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。どうぞ、お一宜しく申し上げます。

えー次に、えー2点目に入ります。

えー危険な空き家と遊休町有施設の解体についてであります。

えー町内に数多く点在する、危険な特定空き家につきましては、特に、私が一番目に着くのは、茂尻町や南浜町国道沿いに点在する一般の、お一民家の状況であります。大変危険でありますので、町が主体的に、えー指導しまして、これはやっぱり、解体すべきというふうに考えますが、町長の考えを伺います。

2点目ではありますが、町有遊休施設であります旧生涯学習センター、また緑丘の教職員住宅、また、これにも書いておりませんが、特にあの一目立つのが、日明小学校の空き校舎であります。大変危険な状態で剥離も剥がれておりますので、これも早急にやっぱり町としては、解体対応をすべきであるというふうに考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の2問目。危険空き家と遊休町有施設の解体についてのご質問に、お答えを致します。

茂尻町の危険空き家、旧今川医院の道路沿いにある住宅へのご質問と受け止めております。令和4年度に建物管理者が判明。特定空き認定に関する通知書を送付致しましたが、反応が無かったことから、江差町空き家等の適正管理に関する条例第6条に基づき、助言及び指導書を送付致しました。

そののち、建物所有者と連絡を取ることが出来、解体したい旨の意向を聞きましたが、その後、連絡をしましたが、本人からの連絡が途絶え、現在に至っているものでございます。

南浜町の危険空き家、国道沿いにある住宅へのご質問と受け止めております。

令和4年度、建物所有者と一度面談しましたが、個人の経済状況から解体費用の捻出が難しいとのことでございました。

そののち、ご兄弟とも面談しましたが、家族間の事由から建物の解体するつもりはないと、回答されたところでございます。

町と致しましても、危険な空き家につきましては、解体すべきと認識しているところでございますが、空き家は個人の財産であり、相続関係の問題もあることから、当事者間による解体が基本であると考えております。

行政代執行につきましては、空き家の状況や所有者等の経済状況、国や道からの財政支援など総合的な判断の基で実施すべきであり、例外的な対応等を考えていることから、今後も本人に空き家の解体について、働きかけを継続して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

次に、旧生涯学習センターや緑丘旧教職員住宅等の、早期解体対応についてでございます。

特に、旧生涯学習センターにつきましては、これまでも議会の場におきまして、同様のご質問を頂いております。議員ご承知の通り、町では、役割を終えた数多くの施設を普通財産として維持管理しているところですが、ご指摘の施設につきましては、町の公共施設等総合管理計画と長寿命化計画において、用途廃止の上、除去を検討しております。

解体除去には相当の事業費が見込まれますので、緊急性、優先度を勘案しながら、今後の財政運営を踏まえ、跡地利用も含めた対応、継続的に検討させて頂きますると共に、現状におきましては、付近へ悪影響を与える、与えない様、定期的な点検と悪天候時における随時の巡視を行い、適切な維持管理を徹底して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、あー再質問致します。

えーこの一、危険な空き家につきましては、町長ただ今答弁ありましたように、私、えー令和4年度において、一般質問をさせて頂いております。

その年に、総務産業常任委員会で取り上げまして、そして現地調査や先進地の視察をしながら、町の方にも提言書を提出しております。

ま、担当課の大変なご苦労によりましてですね、当時、大変心配しておりました、愛宕町の物件でありますとか、津花町、通学路にありました本町の物件につきましては、えー所有者の理解を頂きまして、解体に漕ぎけた訳でありますけれども、今、質問しておりますように、茂尻町の物件、この大変危険な状態であります。

えー特にですね、まっこれ以外に、例えば町の物件につきましてもですね、只今答弁ありましたけれども、最低限、近所や通行人に迷惑を掛からないような管理をする。

私この3つについてはですね、適正な管理がなされないっていうふうに、現場を見て、本当に強風が吹いたら剥離が飛ぶような状況が有るんですよ。

だからこれは簡単に解体できるような、あの規模の物件でないのは、十分承知しておりますんで、それをやっぱり、きちんと、あの一管理体制をするなり、今申し上げました様に、解体に向けての年次計画をきちんと立てて、やっぱり町民に示す。

そういう必要性があるというふうに思いますんで、その点につきましての答弁を願いたいと思います。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。えー今、飯田議員の方から、えー、まあ民間空き家、おー、に関連して町有施設のそういった類似する老朽施設についての対応と、維持管理の対応ということでのご質問でした。

この件につきまして、普通財産を所管する財政課としてご答弁申し上げます。

ご案内の通り、えー今回、ご指摘を頂いてます施設の他、町にはこういった役割を終えた、えー建物、数多くございます。

そういう建物の解体につきましては、えー町長答弁にもありました通り、長寿命化計画や公共管理適正化、公共管理、うー、総合管理計画などにおいて、計画として解体計画を持ってございますけれども、やはりあの一答弁でも申し上げましたとおり、非常に、えー金額、解体には金額が掛かるということでございます。

えーそう言った中でも毎年の予算要求においては、えー必ず議論ということでですね、

検討してきているところでございます。えーまあ、あの一そういった建物の解体になかなか手を掛けられないというところも、正直なところですけども、当課と致しましては、当面は、こういった建物につきましては、4つの観点を管理の指針に持ちながら対応していきたいと思います。

例えばそれは、保安上の危険、であるとか、衛生上の有害、それとか、えー景観の悪化、えー周辺環境への影響、こういった観点を抑えながら、例えば屋根が飛ばないように木材で押さえるだとか、定期的に枝の剪定を行うだとか、そういった周りに悪影響を及ぼさない様な事をですね、日常的な維持管理をして徹底して参りたいというふうに思っています。

えーそう言う中でもですね、えー中々対応しきれない部分につきましては、色々と情報を頂ながら、えーそこにつきましては、えー直ちに、えー対処して行きたいと思っておりますので、ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

再々質問致します。

えー特にあの、茂尻の件につきましてはですね、あの総務常任委員会、当時あの一意見を言っております。

行政代執行ばかりでなく、略式代執行によりまして、所有者不明の場合は、町が解体をして、残った土地を強制的に売買できる。そういう制度なんですね。ま、道内自治体においても結構こういう略式代執行で、危険な空き家を処分している事例もあります。

そうしますと土地を売った資金で、その解体費用が捻出できる訳でありますから、財政的に町に負担が掛かる制度ではない訳でありますから、こういうような、あ一代執行含めまして、進めて行かなければ、一向にやっぱりこういう危険な状態は解決されないというふうに思います。

そうして、もう1つ違う観点から聞きますけれども、ま、茂尻町の危険な空き家については、担当課の皆さん、当然、現地をご覧になって、危険な状態は確認されていると思います。

両方向にはですね、町道が通ってまして、町道が要するに町としては、安全管理をする義務がある訳ですよ。そこ、あそこはですね、結構通学路、通勤路で人が通る道路なんですよ。危険と分かって所有者不明の物件が、その道路の側に建っている。もし、風で通行人に危害を及ぼすと、これは当然、町の町道管理者として責任を負わざる得ない場合が私は有ると思うんですが、私も色々調べましたが、中々あの解答が見つかりませんでしたので、町の方で答弁を願いたいと思います。

(総務課長)

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーただ今の、茂尻町の空き家に関するご質問にお答えさせていただきます。

えー議員からご指摘頂いておりますように、現状とすると、屋根に穴が空いている、壁も朽ちているというような状況を私共も認識しております。

えー先程、答弁させていただきましたように、所有者ではなく管理される方と、私共、一度接点を持たせて頂くことが出来ました。

その方との会話の中では、自分がこの家を解体しなければいけないんだという発言を得ております。その後、ちょっと連絡が途絶えているという状況にはございますが、管理されているご本人自身が、自分で、えー対処しなきゃならないという頂いている物件だということ、引き続き本人との接触にまず努めていかなければいけないかな、それがまず第一かなというふうに思っております。

あと、町が何らかの形で、ま、先程、略式の手続き等のご答弁もございましたけども、最終的に、えー何らかの財源措置を得るということになりますと、私共としましても、そこ茂尻だけではなく、江差町全体に所在する空き家、数百件ございます。これらの実態というものをきちんと把握する必要があるかなと。そういった空き家に対する対策を計画としてまとめることで、一定程度、国からの財源措置を得るという制度もございますので、そういったことも踏まえながら、対応していく必要もあるかなと考えております。

以上です。

(議長)

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

「飯田議員」

議長、答弁漏れ。

(議長)

はい。

「飯田議員」

通行人に危害が及んだ場合の、町の町道管理者の責任はどうなりますかという問題に答弁はありません。

「飯田議員」

議長。議事進行。

（議長）

はい。

「飯田議員」

いや、この一質問はですね、ちょっと法律的な、あの側面もありますんで、答弁保留という形で、会期末までに書面でも結構ですんで、あの答弁願えればと思います。

以上で終わります。

（議長）

よろしいですか。

「飯田議員」

はい。

（議長）

はい。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

（議長）

次に室井議員の発言を許可致します。

（議長）

室井議員。

「室井議員」

最初に、普通河川茂尻川、陣屋川の悪臭対応策と環境改善について伺います。

河川沿いに居住されている地区住民から、夏場になると部屋の窓を開けることが出来ない程、悪臭がひどく、過去に役場へ依頼し、一時的な対応として、河川底のヘドロの撤去や、洗浄による対処をして頂いたと話をしている方がおりました。

私も、河川経路の一部と、終末の実態を把握するべき、現地実態調査を2回実施致しました。河川敷地と近距離で隣接している家屋が多く、その課題解決には問題点も多いと認識される一方、だから、そのまま放置されても良いとは、理解することが出来ません。

実態調査と対応策の検討が、是非、必要と考えるので、まず、所見を求めたいと思います。

さらに、茂尻川と陣屋川の区間、国道沿いに約150メートルを自家用車で通勤する

時、その日の天候、風向きによって、思わず息を止めてしまうことが数回ありました。今日も、議場に来る途中、通過しましたが、車の中まで悪臭がすごく入って来る状況でありました。毎年、そんな環境下にある地区住民に対し、まちづくりの観点から対応策の方向性を、しっかり明示すべきと考えますので、併せて所見を求めます。

悪臭の原因は、一つの要因で発生しているとは考えられないので、実態調査、対応策の検討には現業部門のみならず、かなりのマンパワーが必要とされます。

今後、多く発生すると思われる異常気象などにより、河川の処理能力などの調査も行うべきと考えます。単に、町民からの苦情処理と認識せず、町管理の他の10本の河川も、防災上の観点からも、現地調査を実施しておくべきと考えます。

総務課、まちづくり推進課がしっかりと連携し、検討、検討する必要があると考えますので答弁を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の1問目。普通河川茂尻川、陣屋川の悪臭対応策と環境改善についてのご質問にお答えを致します。

ご指摘の2か所の河川に係る悪臭の発生につきましては、町と致しましても、認識しているところであり、特に茂尻川につきましては、町内会要望や地域住民からの苦情などもありましたことから、担当課におきまして、現地確認や河川に隣接する地域住民からのお話を伺った上で、年2回の河川内の清掃を実施しているところですが、抜本的な解決に至っていないというのが、現状でございます。

悪臭の原因の1つと致しましては、経年に渡る生活雑排水の流入による、蓄積されたヘドロなどによるものと推測されますが、対応策の検討に当たりましては、議員ご案内のとおり、役場庁舎内の環境の所管課など、関係課が横断的な連携を図りながら、ハード・ソフト両面での検討が必要になるものと考えているところでございます。

今後、改めて現地調査や実態把握を行った上で、対応策の検討を行って参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

また、防災上の観点からの河川処理能力の調査に係るご質問でございますが、町管理河川につきましては、これまでも河川維持管理の中で、中洲土砂の浚渫や河口部閉塞の解消などの対応してきたところであり、今年度につきましても、豊部内川の河床低下防止対策にかかる実施設計と、一部対策工事を予定しているところでございます。

また、北海道の管理河川であります二級河川、田沢川や鮎川につきましても、河道の流下能力確保の視点から、関係機関に対しまして、河道内に繁茂する樹木等の伐採や中洲土

砂の浚渫要望などを行ってきたところでございますし、今後も継続して要望して参ります。

しかしながら、近年全国的に頻発しております異常気象に伴う、豪雨災害につきましては、これまでに経験のない雨量を記録するなど、各地で甚大な被害も発生している状況から、当町におきましても日常パトロールなども注視し、維持管理に努めるとともに、必要に応じて専門業者による河川調査を実施することなども視野に入れ検討して参ります。

また、議員ご指摘のとおり、防災、減災に繋げるためには、河川管理の担当課のみならず、関係各課による現地状況の把握や情報共有など、意思疎通を図ることが重要であると私も認識しているところでございます。

今後につきましては、これまで以上に連携強化を意識しながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

町長、あの一、凄くまとまった、いい答弁。ね、これは建設課長かな。原稿作ったの。だと思いますけども、本当にいい答弁ですよ。だから私は今直ぐね、何でもやれって言わない。ね、課題が、課題があるってことを認識して、それをちゃんと一つのプログラムにのせて行く。そういう姿勢が大事だと思うんです。あえて、総務課、まちづくり推進課の名前上げました。私の質問通告出してから、現地調査していますか。してないでしょ。忙しくて。してますか。もし、してんだったら、現地調査してるのであったらですね、何もね、建設水道課に全部任せないで、ね、防災の関係、それから、まちづくりしていく為にこれではまずいな一って思う事あったらですね、やっぱり連携して、一緒に見て貰いたいと思いますけど、ご意見あったら答弁願いたいと思います。以上。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー、只今のご質問。あの、現地調査の件についてお答えさせていただきます。

えー、ご指摘頂いている茂尻町の実態というところにつきましては、8月30日の日にですね、えーと、一通りちょっと、流域一帯を確認させていただきました。

その際には、悪臭っていうほどのものは感じる事は出来なかったんですが、風の向きによつては、ちょっと臭いはしてるかなというようなところを、確認して頂いておりますの

でご答弁させていただきます。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

はい。あの一現地調査して貰ったということで、それでいんですよ。そこから、ね、考えていけばいいんです。それからのことはまた、別な機会にね、検討してください。

以上で、1問目の質問は終わります。

2問目いってよろしいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

はい。えーと、公営住宅団地の景観、環境課題と対応策について質問致します。

飯田議員からの質問もありましたが、私は重複しない中で、質問させて貰いたいと思います。

まず第1点。昭和30年代から40年代に建設された公営住宅は築50年、60年以上経過し、老朽化が相当進み、景観、周辺環境を大きく阻害されつつ、されていることは、皆さんも十分ご理解されていることと思います。

また、構造的に機能性の観点からも、長寿命化の域を超えた具体的な取り組みの必要性を強く痛感致しますが、見解を求めたいと思います。

第2点。現在、江差町の管理戸数は約400戸。86棟で、全体平均入居率は66%となっております。地理的、地区的要件で団地別入居率の変化を読み取ることができますが、今後、管理戸数の増加は特別なことがない限り、あり得ないと考えております。

今後、総合的に判断され、公営住宅用地の活用策の検討を、戦略的に今から行うべきと考えますが、所見を求めたいと思います。

第6次江差町総合計画、立地適正化計画などと照合し、新しく事業化される案件などと連携出来るか、新たな課題として検討するべきと考えます。古いから、ただ解体する。跡地の活用策の検討行っていないでは、政策ではないと考えますが、ここはきちっと答弁を願いたいと思います。

第3点、公営住宅の入居基準に関する条例など一部見直し、江差町内に数少ない規模の大きい町有地の有効利用を図るため、民間を含めた検討、協議を早期に着手するべきと考えますので、所見を求めます。以上。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の2問目。公営住宅団地の景観、環境課題と対応策についての3点のご質問にお答え致します。

まず1点目の、長寿命化の域を超えた具体的な取り組みの必要性に関する認識についてでございますが、議員ご指摘のとおり、町営住宅の建物状況、えー、は、建物状況は、16ある団地の内、11団地が昭和30年代から昭和50年代に建設された簡易、簡易耐火構造であり、既に耐用年数を経過している住戸は、町営住宅全体の約5割になっております。

また、こうした老朽化が進んでいることで、必ずしも周辺環境や景観等に良い影響を与えていない部分があることは、町と致しましても否めないところでございます。

このような背景を受けて、町は公営住宅長寿命化計画を策定し、町営住宅の適切な維持管理に努めておりますが、耐用年数を経過し、物理的、構造的に長寿命化が不可能な建物につきましては、用途廃止を進めたうえ、財政状況を踏まえながら、可能な限り計画的に解体、除去を、除却を進めて参りたいと考えております。

次に2点目の、公営住宅用地の活用策の検討を戦略的に行うべきであるが、所見はというご質問でございます。

関連がありますので、3点目の規模の大きい町有地の有効活用に関する見解のご質問に併せてご答弁をさせていただきます。

えー、ご案内の通り、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計値によれば、江差町の人口は20年後の令和27年では4,003人まで、えー減少することになっており、年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が186人で5%、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が1,775人で44%、65歳以上の老年人口が51%となっております。

議員が仰るとおり、こうした状況下にあっても、持続可能な地域を作っていくためには、計画的で戦略的な行政運営でなければならないということは、私も同じ考えであります。

将来的に人口減少社会が進むことで、町内には、町営住宅やその跡地となった町有地など、役割を終えた公的ストックが数多く存在していくこととなります。

しかし、こうしたストックを負の財産とすることなく、住民参加や官民連携によって、まちづくりの有効活用に繋げていくことは、今後ますます重要になります。

近年、解体し、大規模な更地となった本町町営住宅跡地と円山第3住宅跡地につきましては、立地適正化計画及び用途地域の制限を踏まえ、住宅地利用を基本としつつ、購入希望者の意向に寄り添うよう努めますと共に、えー建設協会を始め、民間企業やまちづくり団体などの知見を有する方々からも適宜アドバイスを頂ながら、創意工夫にとんだ取り組

みを模索して参りたいと思います。

このため、今年度策定を進めている、第6次総合計画後期計画におきましては、このような取扱方針を改めて全職員が共有したうえで、各課横断的な連携体制によって、公的ストックのあらゆる施策での有効活用を、継続的に検討して参りたいと考えております。

また、大きな経済波及効果が期待される、洋上風力発電を推進する観点からも、本来の入居者対象者の、えっ入居を阻害しないように、一定の条件のもと、許可を与える条例、規則等の見直しによる町営住宅の目的外使用や、町有施設の貸付、または売却による支援策の検討につきましても、引き続き追求して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

うーんと、町長ね、これも町長あの一凄くいい答弁なんだ。ね、前向きにね。前向きじゃないや駄目なの。ね、よその町は町でそれでいいの。江差はこういうふうにやりたいってことをしっかりね、やっぱりちゃんと考えて、やらないかならないと思う。

それと、あの一普通財産ね、今、公営住宅だけじゃない、何でもね財政課なの。普通財産になると。財政課で全部管理しなきゃならない。これ色んな意味でね、マンパワーのね、やっぱり振り分け、ね、建設課だってね、これ大変だこれから。ね、現地を確認して対応する課、財政課も同じだ。農林課もそう。皆そう。ね、やっぱり連携取るってことは大事だから。その辺をね、きちっと頭に入れて、対応して貰いたいけど、うーんと副町長か、ちゃんと答弁せよ。ちゃんときちっと。はい。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。えーと、仰るとおりです。えー普通財産が増える一方です。

えー加えて、行政財産から手が離れたって事で、所管課が関係ないという状況は作りません。あの、そういったところで横断的に、ただ先程の答弁と被りますけども、ただ解体除去ということも含めて、しないで、どうやって有効活用出来るかっていうことを、当然知恵を絞ってやっていくと、こういうことをございますんで、改めて、えー後にまた、課長会議招集しますけども、そこできちっと町長なり私からも指示、連携含めて伝えていきます。以上です。はい。

(議長)

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、塚本議員の質問を許可致します。

「塚本議員」

はい。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー私からは今定例会、えー1問の質問をさせて頂いております。

えー町職員に対するカスタマーハラスメントの対策についてであります。

今後、カスハラというような表現にさせて頂きますが、ま、カスハラが全国的な問題となっていて、民間企業などで非常に対応が広がってきております。

えー、一部、新聞報道やニュースでも出てますが、えー国会議員が道職員や市役所職員に、過度な叱責を繰り返していたという様な問題も、えー発生してきております。

ま、カスハラは職員の尊厳を傷つけて職場環境を悪化させ、業務へ支障、業務への支障や、ほかの利用者へのサービスの低下を招く重大な問題と認識しております。

ま、要求が市の行政サービスの内容と関係が無かったり、継続的、執拗な、え一言動、妥当性を欠く謝罪の要求など、色んな部分が挙げられると思いますが、ま、これらについては、江差町としても、しっかり対応していく必要があると私は考えております。

えー江差におけるこの、えーカスハラ、えー実態はどうなっているのか。

あと、これに対する対応について、どのような取り組みを行っているかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の町職員に対するカスタマーハラスメント対策についてのご質問にお答えを致します。

地方公共団体を巡る各種ハラスメントにつきましては、特に今年度に入り、国会審議などで大きく取り上げられ、各種報道が行われるなど、高い関心が寄せられており、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、

公務能率の低下や、勤務環境の悪化を招くなど、大きな問題と捉えております。

厚生労働省が作成した企業向けの通知等によりますと、カスタマーハラスメントは、明確に法律で定められていないものの、顧客等からのクレーム言動の内、当該クレーム言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段対応が社会通年上、不相当なものであって、当該手段対応により、労働者の就業環境が害されるものと考え、考えられることを示しています。

議員ご質問の町職員に対するカスタマーハラスメントの実態につきましては、相当数の課において、長時間に渡る居座りや電話、度重なる来庁や電話、庁舎内での大声や暴言、対応者の揚げ足取り、優位的な、優位な立場にいることを利用した暴言や特別扱いへの要求などに対応していることを確認しております。

今後、町ではカスタマーハラスメントなどに対応した際の記録を残し、その状況、定期的に集約することで、詳細な実態の把握に努めると共に、国が策定した企業向けの対策マニュアルや、カスタマーハラスメントの対策方針を定めた札幌市などの取り組みなども参考に、今後の予防と防止策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

あのまあ、今後、対応して行きたいということですが、えー色んな部分で、えー、まあ各種ハラスメントちゅうのが有る訳ですが、あの一これらに対して、しっかり対応しないと、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境が保持できないということもありますし、強いては、まあ、行政サービスの低下っていうこともあります。

えー、まあ大きいところが先駆けて、まあ動いていますが、江差町においても、えー組織的に毅然と対応するような対応を、しっかり、えーマニュアル等を作成しながら、えー職員をカスハラからしっかり守っていくという対策を、お一速やかに実施していく必要があると思いますが、改めて町長の考え方を伺います。

(総務課長)

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーただ今のご質問にお答えさせていただきます。

先程ご答弁申し上げましたとおり、私共としますとまずは、えっと江差町におけるハラ

スメントの実態を確実に把握していくと。そして、その実態、そして傾向を基に、どのような対策を講ずることが、一番的確な対応策になっていくのかということを踏まえながら、えー対策を講じて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

よろしいですか。

「塚本議員」

ありがとうございます。

(議長)

はい。えー 11 時 10 分まで休憩致します。

休憩 11 : 00

再開 11 : 10

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

次に、出崎議員の発言を許可致します。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

えー私からは、2 問、質問致します。

えー 1 問目あの一、計画中の道の駅の津波対策についてお伺いします。

えー北の江の島構想道の駅は、海域に近い位置に計画されており、子どもの遊び場を伴うだけに、津波発生時の安全性について、えー議会全員協議会においても、これまで色々議論されて来ました。このエリアは津波災害警戒区域に指定されており、津波が発生した時には直撃を受ける場所であります。

平坦地が限られている本町においては、土地利用上このエリアを活用せざるを得ない事案も私には理解出来ます。

7 月の全員協議会において、基本設計業務の、えー検討状況が示され、計画施設は 2 階建てとされています。

そこで、そこで以下の2点について見解を伺います。

えー1つ目。津波基準水位、GL+5mを念頭に、1階屋上に避難できる場所を設置する計画となっていますが、より高い2階屋上への避難可能な構造とするべきではないか。

2つ目。第1波到達時間7分と、避難に要する時間に余裕はありませんが、津波発生時の避難は、建物に留まることなく、至近の高所に避難することを優先に避難訓練を積み重ねるべきと考えますがどうか。以上、伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の1問目、道の駅の津波対策についてのご質問にお答えを致します。

北の江の島拠点施設の耐震性や津波対策を考慮した構造など、基本設計の検討状況につきましては、7月4日開催の議会全員協議会におきまして、ご説明させて頂いたところでございます。

ご案内の通り、建設予定地は津波防災地域作りに関する法律に基づく津波災害警戒区域に指定されており、津波浸水想定を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域となっております。

建物が立地する予定の箇所につきましては、津波浸水想定に定める水浸に係る水位に、建築物等への衝突による津波の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位、いわゆる基準水位が3メートル以上5メートル未満となっておりますことから、この基準水位を念頭に建物の高さ、構造使用検討し、1階の屋上に避難できる設計としたいと考えている旨の説明をさせて頂きました。

議員からは、より高い2階屋上へ避難可能な構造とするべきではないかというご質問でありますが、津波発生時における避難場所の高さの基準となる水位であります、基準水位を踏まえて、建物の高さを検討した上で1階の屋上に避難できる設計としているものでございまして、基本的には避難場所としては、1階屋上想定しておりますが、2階屋上への避難の可能性についても検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

2点目、津波発生時の避難を想定した避難訓練のご質問でございます。

拠点施設整備基本計画にも記載しておりますが、拠点施設整備に伴う津波対策と致しましては、施設整備によるハード面と的確、迅速な避難確保等によるソフト面の対策と両面からの対策が重要であると考えております。

江差港における想定される最大クラスの津波での浸水想定では、影響開始時間が地震発生から3分、第一波到達時間が地震発生から7分となっており、人命を守ることを最優先

に、1階屋上への垂直避難を軸として考える必要があります。

一方で地震や津波の規模、状況によっては避難指示に従い、指定避難場所への誘導を行うなど対策が必要になる事も想定されます。

地震或いは津波の発生時に迅速に適切に対応出来るよう、施設独自に避難等の対応マニュアルを作成すると共に、様々なケースを想定した避難訓練についても、実施して参りたいと考えております。

今後、所管のまちづくり推進課だけではなく、防災担当の総務課とも連携を図りながら、必要な対策について整理して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

え一再質問させていただきます。

えーと、私はあの一、津波発生時はですね、まずあの一水平避難、これを基本に考えると、あの一、思っています。えー東日本大震災後の気仙沼市で、復興事業にあたりましたが、ま、そこで亡くなった人についてですね、逃げる時間はあった。被災した人は、海に見に行った人か、避難を拒んだ人、との声も直接聞いています。

これはあの一、到達時間7分、これは決して長い時間ではないんですが、避難訓練を通じて島に逃げるのか、それから町の方へ逃げるのか、これはあの一、避難訓練時にですね、是非探って欲しいというふうに思っています。

その上で、建物内での垂直避難を余儀なくされる場合が出てくると思います。これあの一、前にも言いましたが、気仙沼市でやはり、4階建ての高校で4階まで浸水した被災跡も実際見えています。ま、想定 of 津波の高さに囚われないでですね、この施設が2階建てで計画されているなら、是非ですね、あの一、より高い所に避難場所を、確保に努めて欲しいというふうに思っています。

それについて再度、あの一見解を伺います。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。出崎議員からのご質問に、ご答弁申し上げます。

えーと、ちょっと順番が前後致しますが、あー、えーと、1階の屋上を今現在の基本設計の中では、あー1階の屋上に避難できる設計としているものでございますが、先程町長からのご答弁でも申し上げました通り、今後事業者設定を進めていく上で、えー要求水準との作成を行う段階におきまして、えー2階への避難についても検討して参りたいと考えておりますので、えーその点のご理解を頂ければと思います。

それと2点目、避難訓練の関係でございます。まあ水平方向の避難ということでございますが、施設を管理する立場と致しますと、おー津波発生時の対応と致しますと、おー施設利用者の人命を守ることが、最優先に考える必要があると考えております。

ま、各、それぞれバラバラ、あの利用者は観光客で、えー来る方でございます。も多くございます。常時そこを利用されている方ばかりではございませんので、えっと避難訓練と言いましても、なかなか対応が難しい部分もございます。

えー施設を管理する立場と致しますと、先ず、利用者の人命を守ることを最優先に考えまして、えー予めどこに避難するか、どこに避難させるかということを決めておく。ルールを決めておく事は重要であると考えております。

えー、その上で、えー江差港において想定される最大クラスの津波では、えー一時的には、やはり2階屋上への、あつ、1階の屋上への垂直避難が軸になると考えております。

が、津波や地震に関しましては、色んなケースが想定されますので、えー、状況に応じまして、えー迅速な行動が出来るように、施設独自にマニュアルを作成し、えー的確な避難誘導を行う事が出来るように、する必要があると考えておりますので、えー避難訓練につきましても、そういう観点で実施して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

ありがとうございました。避難訓練も含めて、よくあの検討をお願いしたいと思えます。

次に2問目に移ります。

えー設置を計画している、仮称江差港みなとまちづくり協議会について、お伺いします。

えー先の議会全員協議会で、釣りモデル事業に採択されたとの報告があり、その際、設置予定の仮称江差港みなとまちづくり協議会では、釣りのみでは無く、もっと広く港の活

用について協議するとの説明がありました。

えー能登半島地震の教訓として、想定されている日本海溝・千島海溝地震の津波で、函館を含む太平洋側が被災した時、迅速な復興のために日本海側江差港からの支援が不可欠だと考えています。

その協議会で、渡島半島被災時の江差港の支援機能整備について、取り上げるつもりがあるかどうか、お伺いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の2問目、設置を計画している仮称江差港まちづくりみなと、あー失礼しました、みなとまちづくり協議会についてのご質問にお答えを致します。

出崎議員からは、あー江差港が本年8月7日に釣り文化振興モデル港の指定を受け、今後協議会を設置し、具体的な取り組みについて協議を進めていく中で、渡島半島災害時における江差港の災害支援機能整備についての議題も取り上げる予定があるかのご質問でございました。

この度、江差港が指定を受けた釣り文化、釣り文化振興モデル港とは、国土交通省港湾局が環境資源としての港湾における釣り施設や、既存の防波堤等の利活用を進めるため、地域の関係者による地方創生を目的とした、釣り文化振興の取り組みが進められる港湾を募集し、指定しているものでございます。

従いまして、今後、設置する協議会では、観光資源としての港湾施設の利活用や釣り場としての安全対策とマナー向上へのルール作りを、主な議題として協議を進めていくこととなります。

一方、出崎議員のご質問にありました、大規模災害発生時には、災害支援物資等の受け入れ、搬送のための拠点として、港湾が有効な施設になり得ることは十分承知しております。

従いまして、防災機能を含めた総合的な港、港湾の利活用に関する協議につきましては、江差町港湾審議会など、この度設置する協議会とは別の会議の場で協議を進めていくこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

「出崎議員」

はい。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

え一再質問させていただきます。

え一と、まあ、私も、あの一今回の協議会に、え一防災支援機能を含めるかどうかについては、それでいいのかどうかっていうのはちょっと思いつつもですね、そういう支援機能の、え一港の整備が必要だということで、ま、これまでのあの一渡島半島全体を考えた時には、江差港の防災支援機能が、必要とずっと主張してきたもんですから、あの今回、質問させていただきました。

あの一、私自身ですね、函館で行われた防災士会の道南ブロックイベントにも出かけて、函館で津波被災、津波被災をした時に、避難するだけでなく、迅速な復興のために江差港整備が不可欠であることを解いて来てます。

またあの一、今回檜山振興局長が新しく着任されましたけども、その着任の会見、新聞記事を読んでからですね、是非、今度の檜山行政の施策の一つにですね、この、え一江差港の支援機能整備を加えてくださいという手紙を書いてもあります。

またあの一、個人の、個別の道南在住の政治家についてもですね、機会を捉えて、渡島全体の強靱化のためには、え一速やかな復興支援のために、江差港の整備がやっぱり必要だよという話はしてきております。

まああの一今回、釣りモデル事業とか、え一洋上風力事業とか、港を取り巻く環境ですね、大きく変わりつつあります。

是非この、え一中にですね、この支援機能を含めて、え一特にあの一、地元から声を上げないと、中々函館もそうだったんですが、地元から声を上げないとですね、周りから色々支援を、まあ、こちらからお願いしてもですね、中々声が届きにくいということがありますので、この機能をですね、あの一是非視野に、審議会なり何なりで、取り上げて欲しいというふうに思っています。

ま、この辺の見解についてですね、お伺い出来ればと思います。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

え一出崎議員からの再質問にお答えさせていただきます。

え一出崎議員から、え一渡島半島で大規模な津波被害が発生した場合を想定し、え一、江差港の防災支援機能強化に向けた協議を進めるべきとのご質問だということで、認識し

ております。

えー災害が発生した際ですね、えーまずは各々の自治体において、あの住民の安否や被害状況の把握を進めます。その結果を都道府県が集約し、広域的に甚大な被害を受けるような大規模災害であることが確認された場合、速やかに国や道が介入し、えー国、道、関係市町村が連携の元、災害への対応を進めていくこととなります。

えー仮に、渡島半島などの太平洋側で大規模な災害が発生し、函館港に甚大な被害が発生した場合の対応と致しましては、えー函館港は、あの国内外の海上輸送網の重要港湾に指定されていることもありまして、基本的には北海道開発局と函館港、室蘭港、苫小牧港、十勝港、釧路港、根室港の6港湾管理者による、えー総合応援協定に基づきまして、えー北海道開発局、えー港湾空港部に、えー連携本部が設置されまして、そこからの指示を受けながら、広域的な対応を進めていくことになります。

こうした災害対応手順はですね、えー出崎議員も仰った、東日本大震災という、えー未曾有の大震災の、えー経験を踏まえまして、えー国において平成25年に国土強靱化基本法を制定し、えー国や地方自治、公共団体に、が、えー強靱化計画を策定の上、対応を図ることとされ、そうした計画に基づき、えー国や重要港湾による連携協定が結ばれているという背景がございます。

えー江差町におきまして、えー江差町強靱化計画を策定をしております、その計画の中にも港湾の機能強化について、記載もされているところでございます。

えー従いまして、今後開催する、江差町港湾審議会には、江差港湾事務所の署長など、国の関係機関の職員も入っておりますので、えー渡島半島など周辺地域で大規模災害が発生した際に、江差港などの地方港湾が果たすべき役割がどう在るべきかということはどうですか、協議する機会を設定して、えー参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

よろしいですか。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

ちょっと再々質問なんですけども、あの一国の政策もですね、渡島半島のあの一、太平洋湾岸が被災している時には、えー向こうの方しか予算措置取って無いんですよ。

で、能登半島の地震を考えると、やっぱり半島の反対側から、これ支援しないとですね、あの一早急な支援体制が作れないってことがありますので、そこも踏まえて是非ね、江差の方でも、えーより深く検討して頂きたいと思います。

それどうでしょうかね。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー出崎議員から災害時の港の活用というところで、ご質問頂いております。

私もその重要性というのは、大変な、大きいものがあるというふうに思っています。

えー我々の町の港を活用してですね、渡島半島で災害が起きた時に、我々が出来る、災害時の対応というのをしっかり考えていく必要がある、港の活用を考えていく必要があるかなというふうに思っております。

その上で、やはり港だけではなくてですね、やはり大事なのは道路が寸断されたら港に、えー物資が運ばれてもですね、それを渡島側、あー函館側に運べないというような状況も出て来るかなというふうに思っていて、やはりですね、そのインフラというのは、えー一体的に道路、港湾、空港、或いはそういった拠点となり得る公共交通の拠点というのを、しっかり整備して行く必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

そういった声をしっかりですね、えー国、或いは北海道に対しても主張しながら、江差港として出来る災害時、防災に対する役割をしっかりと検討しながら、有効活用を考えていきたいと思っておりますので、是非、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

「小梅議員」

はい。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

えーと私の方からは、とりあえず、あの1問目、コミュニティプラザエコーの活用についてを伺います。

待望の新施設エコーがオープンして3か月経ちました。何かと活用され賑わっているのはうれしい事です。

さて、オープン前の3月に、エコーの活用について考えようと、道南の地域おこし関係者でつくる団体、道南サミットが江差で研修会を開き、グループショップ方式で意見交換をし、施設の生かし方を模索したとの新聞記事を読みました。

そこで質問します。

5グループに分かれてたようですが、各グループ発表でどのような意見や提案があったのか。また、その中で活かされたものや、またこれから活かしていくべき提案はありましたか。それと会の代表者が、これで終わりにせず、また1か月後に集まって議論しようとの事でしたが、その後、集会はありましたか。

それとは別ですけども、あのオープン以降の利用者数など把握していたら教えて頂きたいと思います。

子供の利用に関してですが、氏名とか学年とかそういうのは確認しているのでしょうか。子ども同士での、大人はあまり関与してないみたいですが、子ども同士での最低限の決め事とかは必要だと思いますが、その辺どうなってますでしょうか。お聞きします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の1問目、コミュニティプラザ、コミュニティプラザエコーの活用についてのご質問にお答えを致します。

1点目、3月に開催された道南の地域おこし関係者でつくる団体、道南サミットの研修会において、エコーの活用方法について話し合ったワークショップで、どのような意見や提案があったのかということでございます。

主な意見と致しまして、活用に関しましては、子ども達の学びの場、子ども達のチャレンジを応援する場としての活用のほか、江差追分スクール、クッキング講座の開催、中高生だけでなく高齢者の居場所も用意する、大人を呼んで学びある機会を作る、エコーに行く目的を作るなどのご意見がございました。

また、運営に関しましては、民間の力の活用のほか、中高生が運営に参加してはどうかといったご意見もありました。

2点目の質問にも繋がりますが、道南サミットの主要メンバーの皆さんとは、その後、まちづくり推進課において、4月19日にオンライン上で意見交換の機会を設けております。えーその際に、3月の研修会レポートの振り返りや、メンバーの皆さんの活動の事例紹介をして頂き、今後のエコーでの取り組みについても、ご意見を伺ったところでございます。

こうした道南サミットの人的な繋がりの中から、現在、エコーにおきましては、イース

クールエコチャという事業を実施しております。これは中高生や若者メインターゲットにエコでしか出会えない人、エコでなら出来る事、チャレンジの先にチャンスが訪れる、をテーマに道南地域で活動するゲストから、お話を伺うものです。

これまでシエスタ函館統括責任者で、コミュニティープラザ・ジースクエアセンター長も務める岡本啓吾氏、八雲町で元銭湯を改築したゲストハウスとカフェを運営する、八雲ビレッジのオーナーを務める、赤井義大氏を招いて2度開催しており、9月28日には、3回目として江差町内で体操教室の代表を務める中川芽衣氏をゲストに、開催を予定しているところです。

3点目、エコの施設利用者数についてでございますが、貸し館対応の部分につきましては、事業の主催者からの報告に基づき、利用者数を把握しており、8月末までの利用者数は、延べで2,700人となっています。一般の利用者につきましては、施設の性質上、開館時間内の出入りは自由であり、入館者の数を正確に把握することは困難でございますが、概数については把握しており、1日あたりの入館者数は平均で約63人となっております。この内、2階の小学生、中学生、高校生の利用につきましては、1日あたりの利用者数は、平均で約25人となっております。

利用者につきましては氏名・学年等の確認、記録は行っておりません。主に、小学生の皆さんには、利用にあたっての最低限の約束事として、走り回らない、イス、テーブルで遊ばない、物を大事に使う、ゴミは片づける、周りが嫌がることはしない、の5点をボードに表示しておりますが、基本的な運営方針として、子供達の自主性に任せるべきと考えております。

常駐の管理人が定期的に見回りを行って利用状況を確認し、他の利用者の迷惑にならないように配慮しつつ、利用者子供達が、安全で快適な利用が出来るよう自主的なルール作りを促して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小梅議員」

議長。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

わかりました。

えーと、トラブルも無く上手く利用されてるみたいで、随分、人も多いみたいで安心しました。これからも新しい事また目指して、やって行けたらいいなと思ってます。

えっと、お掃除って、あそこ木造の建物ですけども、床のお掃除とかはどうなってるんですか。子供達の2階の方は。

ゴミとかの処理は、子供達出来るでしょうけれども。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えーと、2階の、お一子供達を使うスペースの掃除の関係でございますが、基本的には、ゴミの片づけとかは利用されているお子様たちをお願いしておりますが、利用された後の掃除につきましては、管理人、或いは、あ一業者、業務委託しております事業者において、清掃とかの業務も行っていると、いうところでございます。

(議長)

よろしいですか。

「小梅議員」

じゃあ2問目いきます。いいですか。

(議長)

はい。

「小梅議員」

2問目、江差BASEプラス1についてお尋ねします。

江差BASEプラス1は、高齢化社会の中で、地域の助け合い活動を行う拠点として、桧山ハイヤービル内に誕生し、高齢あんしん課主導で午前10時から午後4時までコーディネーター対応で活用されてきましたが、今はエコーに移っています。

今までの様に、トイレの利用とか、ちょっと一休み、おしゃべりの時、会合の場としては、立派なエコーが陣取っています。で、対応してますので、もうその必要もなくなりました。

さて、これからのBASEのあり方は如何なものなのかと考えます。

これを機会にステージアップの必要を感じます。役場の出張所とまではいかないまでも、福祉拠点としての機能を整備し、介護や物忘れなど、高齢者分野への相談の他に、ひとり親家庭の増加であったり、8050問題、ヤングケアラー、ダブルケア、虐待、引きこもり、いじめなど、様々な悩みを抱える全ての相談者に優しく、親身に対応できる場所であって欲しい。そして、困りごと何でも言える町の窓口になってくれればと願っていますが、如何でしょうか。

役所への相談は敷居が高いが、BASEに気軽に寄って貰い、些細な悩みや心配事も話して貰えるようになったら最高です。

高齢あんしん課だけではなく、健康推進、町民福祉、さては学校教育とか幅広く繋がった活用が図られると思いますが如何でしょうか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員の2問目、江差BASEプラス1についてのご質問にお答えを致します。

令和元年から開設した江差BASEプラス1は、生活支援体制整備事業の一環として、住民主体の活動を促進するために生活支援コーディネーターが中心となり、様々なメニューを展開して参りました。

令和6年6月にコミュニティプラザエコーへ拠点を移し、同様のメニューを行っているところですが、中には個別で生活支援コーディネーターに困りごと等の相談をしている実態もございます。

日々の生活の中で突き当たる地域課題について、連動して行なっているネクストイノベーションや、地域支え合い協議隊等、町民の皆様と共に話し合い解決策を考え、地域の方々の個性や強みを生かしてお互いに支え、支えられる拠点を目指し連動しながら取り組んでいるところでございます。

地域課題の視点から考えますと、今後想定される相談内容は、1つの課だけの対応では困難であり、役場内の複数の課が共同で取り組むことが公約として掲げております、不幸ゼロへの取り組みにも繋がると考えております。

多様な世代の方々が、悩みや心配事を話すことが出来る拠点づくりを目指しつつ、人的な配置の必要性もありますので、今後検討したいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

えーと、ふんわりと柔らかな答弁ありがとうございました。

人間相手のことですので、一朝一石には答えが出るものではありませんが、良い方向を目指して、検討をお願いしながら、再質問させていただきます。

改めて活動拠点について伺います。

昨年度の江差BASEプラス1の利用数と今年度エコーに移って来てからの、最新の利用人数を教えて下さい。

それから2つ目。江差BASEプラス1は住民主体の活動を促進するための拠点ですが、今後の活動として考えているメニューがあったら教えてください。

その中で、話しやすく、相談しやすい工夫なども必要だと思いますので、併せてお聞かせください。お願いします。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小梅議員のご質問、江差BASEプラス1の活動やメニュー、相談しやすい体制についてのご質問にお答え致します。

昨年度の江差BASEプラス1は、年間241日開設し、延べ1,284人の方が利用されました。今年度最新7月は、17日間開設し、利用人数は延べ124人の方が利用されております。

拠点のメニューについてでございますが、定期で行っているものは、ICT教室、フマネっと運動、ダンス、ボランティアの方による紙芝居の昔話鑑賞会等が行われております。定期メニューには、看護師やケアマネ等の専門職を配置し、健康相談や介護相談を行っておりますが、えー7月は参加されている方はおりません。

また、消費生活相談も総務課配置の相談員の方に来て頂き、1名の方が相談に訪れております。半面、民間の生命保険会社による相続講座は、11名の方が参加するなど、参加者数も増加しております。

また、BASEメニューのダンスの日に合わせて、町内の病院に所属しているリハビリ専門職の方が、ダンスの前に準備体操を行う、行ったり、講話をして頂くなど、不定期ですがコラボレーションする内容も始まっているところでございます。

行政の役割として、話しやすさや相談しやすい体制の構築を考えていくことはもちろんでございますが、多様な方々が行きかう建物の為、福祉や介護の分野だけでなく、生活支援コーディネーターを中心に、町にいらっしゃる様々な分野の方と結び付き、人材発掘に努め、地域の皆さんのご協力も頂きながら、今後のメニューを考えていきたいと思っております。

なお、今後新規で考えているメニューは、モルックや料理、おやつ作りなど、盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご理解の程お願い致します。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

はい。ありがとうございました。なんか色んな楽しいことが企画されているようで、楽しみです。

えーと地域活動進めていくには、生活支援コーディネーターの活躍が、あの一役割がものすごく重要だと思っています。

えーと彼女たちも一生懸命頑張ってもらって、私達も協力しながら、いい方向に進めるように導いて下さる様お願い致します。終わります。

(議長)

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、西海谷議員の発言を許可致します。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

えー私の方から、あー今定例会、2問のご質問させていただきます。

えー1問目、ふるさと納税についてでございます。

えー先月、8月の2日、えー総務省から道南の各自治体2023年度ふるさと納税寄附金額が発表されたところでございます。えーその中で、江差町は昨年の1億2,977万円と比べ、本年約70%増の2億1,837万円と大きく増額となりました。

これは、返礼品業者を始め、町担当者に、本当に大変頑張っていると高く評価し、今後も期待しているところでございますが、えーこれからまだまだ、寄附額上位の自治体と比べると、まだまだ返礼品の充実、また、工夫が必要と考えております。

更なる増額を目指すために、どのような検討を進められているのかお聞き致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員の1問目、ふるさと納税につい、ふるさと納税についてのご質問にお答え致します。

令和5年度の江差町へのふるさと納税額につきましては、11,905件、2億1,8

37万4千円となり、前年度比、前年度対比で寄附件数が4,201件の増、寄附額は8,859万円の増、率にすると68.3%の増となったところでございます。

このうち、珠洲市への災害支援の代理受領分が898件、1,266万5千円となっており、災害支援分を除くと寄附額で7,599万3千円、率にすると58.5%増となっております。

江差町と致しましては、これまで、地域特産品推進員を配置し、事業者訪問などを通じて、新たな返礼品事業者の掘り起こし、返礼品の拡大に取り組むなど、事業者との連携を強化してきました。

また、寄附者へのきめ細やかな対応により、リピーターの拡大にも取り組んできたところです。

更に、令和3年度以降は、寄附の募集を行うポータルサイトを増やし、ふるさと納税を行う寄附者の間口の拡大に取り組むと共に、令和4年度以降ポータルサイトの広告枠などを活用しながら、江差町の返礼品がより目に入りやすいようにするなど、広告宣伝に力を入れてきたことが寄附の増額に繋がったと考えております。

引き続き、これらの取り組みの継続拡充を図りながら、ふるさと納税額の増額に向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

なお、令和6年度につきましても、寄附額は好調のまま推移しておりまして、8月末までの状況見ますと、寄附額は6,463万3千円となっております。このうち、珠洲市への災害支援分90万5千円を除いた寄附額は6,372万8千円で、前年度対比で34.6%の増となっております。

こうした状況を踏まえまして、本定例会につきまして、おきまして、ふるさと納税の増額を見越して、返礼品や広告費、業務委託費等を含めた補正予算について、提案をさせて頂いているところでございますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

えー再質問させていただきます。

大変頑張っているという答弁でございました。えー本当に、あの一、寄附者の拡大っていうのは、これも大切な事でございますけれども、ある意味あの、リピーターを増やす、これはやはり、これから大切かなと。ま、寄附者に対してですね、どのようなフォローをしているのか、えーその辺も含めてですね、お話を頂ければと思っております。

そしてまたですね、私は、あの一江差のふるさと納税応援メッセージ読ませて頂きました。

本当に全国沢山の方々がですね、この江差を応援してきて頂いているんだと、強く感じた訳でございます。

そこでですね、私あの一ガバメントクラウドファンディング、ご存じだと思います。

えーこれを活用できないかと思っております。その上でですね、まあ、これをガバメントクラウドファンディング、ふるさと納税型クラウドファンディングとも呼ばれておりますけれども、まあ、その為には、自治体がしっかり目的を持ったプロジェクトを立ち上げなければなりません。

えー勿論、ふるさと納税増額の為にプロジェクトを立ち上げればとは、えー言っておりますが、江差を応援してくれる沢山の方々にとってもですね、ふるさと納税でより具体的に江差のまちづくりに、参加協力することになる訳でございますので、是非ですね、そのこの制度も視野に入れて、増額を目指して頂ければなと思っておりますが、その点2つ、2点お願い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

西海谷議員からの、お一再質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税に関しましては、あー議員おっしゃる通り、リピーターを増やすという部分が大変重要であるというふうに考えておまして、えー当課と致しましても、おー推進員を配置しまして、リピーターのふるさと納税をされた方々のフォローという部分を、重要というふうに考えて、対応をさせて頂いております。

具体的には、寄附をされた方々へのお礼状ですとか、そういった物の対応に加えまして、色んなコメントだとか、踏まえて色々対応するといったことも、させて頂いているところでございます。

えーいずれにしましても、あの一リピーターということも加えて、えーふるさと納税の増額に向けて、取り組んで参りたいというふうに思っております。

もう1つ、ガバメントクラウドファンディングについてのご質問でございました。

えー自治体の、おープロジェクト、おー先から、プロジェクトから寄附先等、寄附先を選ぶというのがクラウドファンディングでございまして、ふるさと納税の制度を活用しながら、実施しているものもございます。

町と致しましては、あー先程、議員おっしゃったとおり、ふるさと納税を増やすということだけでなく、町が進めている、或いは進めて行くであろうプロジェクトの財源、そういった部分も含めて、その手法の1つとして理解をしているところでございます。

ただ、あの色んな事例を見ましても、成功している例、失敗している例、それぞれございます。ただ募集すれば寄附が集まるというものでもございませぬので、えーさまざまな事例なども参考にしながらですね、えー検討して参りたいというふうに考えております。

いずれにしても、江差に対して、えー応援したいと思える方の、おーその応援に答える

ようなプロジェクトをきちんと作ってですね、募集をする必要があるんだろうなというふうに考えておりますので、検討させて頂ければというふうに思っておりますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

え一分かりました。

それでは2問目の方に移りたいと思います。

え一江差港整備計画について、2問目質問させていただきます。

ま、江差港整備につきましては、平成14年に策定した江差、江差港長期構想計画に基づいて、え一整備されております。

現在、新北、北ふ頭・中央ふ頭・南ふ頭、それぞれの機能を目的に沿って使用されております。長期構想計画後、20年以上経過する中、近年、北の江の島拠点整備構想、檜山沖洋上風力発電事業計画、更になまこ、サーモン養殖事業等々が進められており、江差港全体としての港湾機能の多様化が求められております。

改めて長期計画、長期総合、長期構想計画の見直しが必要と考えられて、考えております。江差町港湾審議会、また関係機関とどのような協議、検討をされているのか、お伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員の2問目、江差港整備計画についてのご質問にお答えを致します。

現在の江差港整備につきましては、平成14年3月に策定した江差港長期構想計画に基づいたものとなっております。

計画で示されたゾーニングを大まかに分類しますと、新北ふ頭と北ふ頭が物流ゾーン、中央ふ頭が漁港フェリーゾーン、防災ゾーン、南ふ頭を生活観光ゾーンと整理しています。

議員ご指摘のとおり、長期構想策定から20年以上経過し、この間、時代の流れと共に、町の各種計画や国のエネルギー政策なども大きく変化し、そうした背景からも港湾機能の多様化が求められていることは事実でございます。

これまでのところ、町の計画や風力発電事業など進めるに当り、長期構想計画で定めた

ゾーニングに、特段支障を来たすような事案は生じていない為、長期構想計画の大幅な見直しは行っておりませんが、毎年、開催している江差町港湾審議会では、北の江の島拠点施設整備基本計画や風力発電事業に係る港湾利用状況など、都度、港湾に係る事業などを議題にのせ、協議を進めているところでございますし、北海道開発局や江差、江差港湾事務所などの関係機関とも常に、情報の共有を図っているところでございます。

えーいずれに致しましても、北の江の島拠点施設整備計画や檜山沖洋上風力発電事業計画などの、長期的な事業計画も動き出している状況にありますので、情報収集に努めながら然るべき段階で、江差港長期構想計画の見直しが進められるよう、準備を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

えー再質問させていただきます。

えー今、ご説明の通り、私は観光の視点からちょっと、えーゾーンでいきますとですね、南ふ頭でございます。えー、町長お答え頂いた通り、えー生活観光ゾーンっていうゾーンのエリアになっている訳でございます。

まあ以前からお話はありましたけれども、ここはまさにですね、国道からかもめ島へ通じる動線であります。そしてまた、その中でですね、建設要請の道の駅、そして開陽丸。

ま、非常にですね、景観上も大変重要なゾーンだと考えております。

まあ私は、この南ふ頭、早期にですね、観光という視点も、そして北の道構想含めてですね、えー早期に整備を致しましてですね、えーこの北の江の島構想をですね推進して頂きたいと思っております。

あの一、先程の説明ではですね、審議会等々で、このことを含めてですね、テーブルに上げているとおっしゃってございました。具体的にはですね、もう少し突っ込んでですね、えーどのような要望、どのような問題点があったのか、その辺を聞かせて頂ければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー西海谷議員の、えー再質問にお答えさせていただきます。

えーまあ、南ふ頭の観光ゾーンの部分の、えーに関するご質問でございました。

えー先程、町長も答弁致しておりますが、えーまあ、今現在あの北の江の島構想、北の江の島拠点施設整備計画の部分ですとか、洋上風力の部分の、えー、内容についても、審議会で、えーあの協議を進めて、情報共有を進めているところなんです、この長期構想計画の部分につきましては、また、別の、えー改正などと別の、えー委員会を設置しながら、北海道開発局ですとか、あと大学の先生とか専門的な知識を有する方々も参加して協議していくことになります。

えー、実はあの一、常々あの一北海道開発局さんですとか、港湾事務所さんと、えー情報共有を図ってる中で、そういった長期計画の見直しを進めている、あのタイミングとして、いつ頃の部分が、まあいいのかなというのを、内々にまあ相談させて貰っているんですが、えー開発局の職員たち方々からのアドバイスとしても、やはり洋上風力の部分ですとか、北の江の島構想の、もうちょっと具体的な、えー中身が固まって来た時点でなければ、あまりそういう協議をあの一、まああまり進展、詰めたあの協議が出来ることが出来ませんので、えーまずは、審議会等まあ、担当も含めてですね、情報共有、あー情報の収集を進めて行きながら、然るべきタイミングで、そういった協議を進めて行きたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

終わります。

(議長)

はい。以上で、西海谷議員の一般質問を終わります。

えー１３時まで休憩致します。

休憩 １１：５８

再開 １３：００

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、増永議員の発言を許可致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい、えーそれでは、私の方から質問させていただきます。

まず1問目。えー保育園児・幼稚園児からの英語教育について質問致します。

令和5年、えー第3回定例会一般質問において、保育園児・幼稚園児からの英語教育について質問致しました。その際、えー町長の答弁は、ALTが一人で、江差町全小中学校を対応しており、今すぐ、えー人材確保が難しいという内容の答弁でありました。(フェリーの音)進めていいですか。えーこの一年間どの様な形で、人材確保に努力されたのかお伺い致します。

また、教育長さんには、小学1、2年生には社会教育授業の一環として、検討すると答弁されましたが、この1年間具体的にどのようなことが行われたのか、お伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の1問目。保育園児・幼稚園児からの英語教育についてのご質問にお答え致します。私からは、保育園に関する部分をご答弁申し上げます。

まず、昨年の増永議員からの一般質問に対し、私が今すぐ、人材確保が難しいと答弁したと捉えている様ですが、増永議員が提出した資料にもある通り、正確には、今すぐそうした環境を整えることは難しい状況にあると答弁しております。

それでは、現在の保育園の英語教育について説明させていただきます。教育委員会のALTが、学校で授業のない夏休みと冬休みに1回ずつ、ALTが直接各保育園に出向いて、英語教室を実施しているところです。

この間、現在のALTによる英語教室の回数増加なども検討しましたが、夏休みや冬休み以外の期間は、各学校での授業があり、ALTとの日程調整が困難な状態でございます。

その上で、普段の保育園の生活でも、遠足や運動会、発表会などの、様々な行事がある中で、更に定期的に英語教育を組み込むことにつきましては、保育計画の構成や現場での対応に加え、予算的な部分も含めて、その為に新たな人材を確保し保育園児や幼稚園児の配置の環境は難しいと考えております。

なお、現在保育園では、直接ALTが来られない時でも、英語教室で使用了カードなどの教材を提供頂いて、普段の保育の中で活用するなど、保育園児が英語に親しむ機会の

拡充を図っているところでございます。

今後も、教育委員会の協力を得た上で、現在配置しているALTを中心に、保育園児が英語に親しむことが出来るよう取り組んで参りたいと考えております。

「社会教育課長」

社会教育課長。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

それでは、えー増永議員から、えー昨年の第3回定例会におきまして、えー保育園児・幼稚園児からの英語教育に関する一般質問の答弁中、えー教育委員会が所管する部分について、えーご答弁致します。

はじめに、昨年の答弁でも申し上げましたとおり、えー小学校の英語教育については、学習指導要領に則り、小学校3年生から行われており、えー小学校1、2年生への英語教育は、えー行われておりません。

えー議員からは、昨年の答弁から、小学校低学年などを対象とした英語に触れる機会の創出について、この1年間、どのような検討がなされたのかといった趣旨のご質問であります。えー教育委員会としては、この間、社会教育事業として、どのような形で取り組みを進めるべきか検討して参りましたが、ALTの日程の確保の課題などから、現在のところ具体的な授業化には至っておりません。

一方で、教育委員会に配属されておりますALTの活動として、えー町長の答弁にもありましたように、学校の長期休業中などの日程を利用し、町内の各保育園の訪問を夏と冬の年2回行っております。

今年度からは、新たに江差幼稚園への訪問を実施し、えー取り組みの拡大を図ったところであり、今後も引き続き、ALTの日程の調整を行いながら、子どもたちの英語に触れる機会の創出に努めて参りたいと考えておりますのでご理解願います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。えーまあ出来ない理由が並んできております。まあ出来る可能性のある答弁が聞きたかったんですけど。

例えばですね、ALTが無理な場合、てか駄目な状況ですので、今は。例えば、江差町内にいる外国人の方々にボランティアとしてお願いするとか、例えばあと、英語教師のOBの方々にお願いしてボランティアでやって貰うとか。あと例えば、高校生による英検を持ってる高校生にボランティアとしてやって貰うような方法とか。やり方、方法は色々あると思うんですよ。

で、えー先だってですね、江差高校の英語の先生のところにちょっとお邪魔しまして、ちょっとこのお話をさせて頂きました。そしたら、江差高校として、担任の先生は私の一存では決められないと。ただ、地域貢献として、学生にこのような場合、提供をして頂けるのであれば、前向きに検討したいっていうお話をしております。

だから、頭っから断っている訳ではございませんので、是非ですね、一年間かけて、色々そういった方法論も含めて、えー未来ある江差町の宝の子ども達に、そういう投資をして頂きたいなというふうに思っております。

で、こちらに関しての答弁は結構です。

また、来年、同じ質問を致しますので、1年間、何とか前進ある答弁を期待しております。

はい。次いきます。えーエコー、コミュニティープラザ江差の不備による自動火災報知機の追加工事について質問致します。

えー本年、6月6日オープン致しましたコミュニティープラザ江差の自動火災報知機の追加工事についてお伺い致します。

えー町長さんは、追加工事について、責任を強く感じていると言っておりますが、どのように責任を感じてるのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の2問目、コミュニティープラザ江差の不備による自動火災報知機の追加工事についてのご質問にお答えを致します。

6月の第2回定例会の補正予算に係る質疑の中でもご答弁させて頂きましたが、コミュニティープラザ江差におきまして、自動火災報知機の追加工事が必要となったことにつきましては、町民の皆様にご迷惑をお掛けしたということで責任を強く感じているところでございます。

自動火災報知機の設置工事に関しましては、江差消防署の検査を受けた上で、7月31日付けで完了しているところでございまして、消防設備の不備については解消されているところです。

行政を預かる立場として、しっかり法に基づいて運営して行く、そして、そのことで町民の皆様に不利益が生じないようにということを常に心がけて、仕事をしなければならない立場だということを、いうふうに理解をしております。

今後、このようなことが起きないように、法令の遵守、或いは不適正事務を発生させないことについて、職員と共に取り組んで参りたいと考えております。

尚、第2回定例会における補正予算の審議の中で、設計事業者を含め、責任の所在がどこにあるのかについては、内部で協議をさせて頂き、改めて議会の場で報告させて頂きたいと、答弁をさせて頂いております。

この間、設計業者などからの聞き取りも実施しているところでございまして、江差町と致しましては、整理がついた段階で、改めて全員協議会等の場でご説明をさせて頂きたいと考えております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれでは、今の町長の答弁でいくと、えー役場内においては、今後今調べてる最中ということで、えー何ら動きはないってことで宜しいんですね。

あーの例えば懲罰委員会を開催したとか、入札委員会を開催してそういうような、あー結論を得たということは、今の段階では無いってことで宜しいんですね。まずこれ1点です。

そして、あの先程、町長さんが答弁されたとおり、えー多大な迷惑をかけたと。金銭的に約150万の損害を与えたんですよ、町長さんは。この、えー150万の損害を与えた事実に対して、町長さんは何らかの形で責任、別な形で、謝罪だけでなく、大人としての、お一対応をどの様に考えているのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー増永議員の再質問にお答えを致します。

先程、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、今、事実関係をしっかり精査をして

えーその中で、えー賞罰委員会であるとか、他の入札の委員会であるとか、そういうのを開いているのかというご質問でありますけれども、まさにまず、役場として、どういう事実が事実関係だったのかということを設計業者、或いは役場、消防署、さまざまな関係する機関等から、聞き取りなどをした上で今事実がどうであったのかということを整理している段階です。

「增永議員」

(議長)

「增永議員」

やはり、こういうのは、速やかに行動すべき部分だと僕は思いますので。ま、その部分に関してはあのう答弁良いです。

えー令和6年6月オープンしたコミュニティープラザ江差の利用度について質問致します。

「町長」

(議長)

「町長」

52

コミュニティープラザ江差の6月6日のオープンから8月末までの利用状況ですが、貸し館対応は合計で98件となっております。

このうち、料金を徴収した貸し館が7件、貸し館の使用料は合計で4万8,800円となっております。

このうち、3件は条例の規定により5割減額となったものです。

無料の貸し館は91件で、これは条例の規定により、使用料が免除となっている貸し館の件数です。

この他、1階の中庭ホールや交流ホールは休憩や歓談、交流の場として、そして2階のシェアスペースとシェアルームは、主に平日の放課後や土曜・日曜に子供達の活動の場として活用されております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー今の答弁でいくと、4万8,800円が、あー有料で、あー収入があがったという答弁でございました。

えーこの旧エコービル跡地活用拠点基本、えーごめんなさい、基本計画書。これは何回も、私も議会でこれ出さして頂きました。

そしてこの資料の3-1。そして3-2。そして資料3-3。こちらの部分について、非常に前も疑問に持ってお話させて頂いたんですけども、今回も改めてもう一度質問します。

えーこの、おー3-3のですね、内閣府から、あー交付金事業の申請の、えー内訳がでております。

これ前の、うー質問の時も言いました。認定基準で事実性ってありますよね。事実性。そして僕ですね、この事実性が、前からずっと引っかかってたんですよ。なぜかという、この基本計画書の中には、収入が一切入ってないんですよ。で、ランニングコストがいくら、建設費がいくらという形で、そういう経費は乗っかってんですけども、収入が一切のっかってないのに、どうして事実性があるという判断で、国がこの補助金を出したのか疑問で、どうしようもなくって内閣府に僕電話したんですよ。この江差町の補助金について。で、ですね、令和6年の3月6日の定例議会の時に、私は町長さんにこういう質問をしました。

このエコーの建築のですね、施設建設後の財政シュミレーションを行ったのかどうかをお伺い致しますって質問しました。そしたら町長さん、こういうふうに答弁されました。建設後の財政シュミレーションについてはございますが、基本計画の中で、概算事業費の

積み上げやランニングコストの整理はしておりますが、そうですね、僕言った通りです。トータルとして、財政シュミレーションは実施しておりませんって回答された。これ嘘じゃないですよ。本当ですよ。

ところが、先程の内閣府の交付事業の申請書には、きちっと収入が乗っかってんですよ。1年目130万、2年目325万、3年目747万9千円。出てるんじゃないですか。

なんでこれ出てるのに、この基本計画書に載せてないんですか。載せられない理由は何なんですか。おかしいと思いませんか。

本来なれば、しゅ、この事実性を持ってやってるってんであれば、江差町の収入源が何ぼあって、今もこれが上がってきている、経費がこれだけ掛かりますよっていうのが普通でしょ。

そして、3-3の上の2段目、一般財源の負担を抑えるように検討するとまで書いてるんですよ、町長さん。

問題は、町長さんは議会でこのシュミレーションが無いつていたんですよ、無いつて。でもあるんですよ。ここに。これどうゆうことですか。議会を町長さん軽視してませんか。隠す理由は何なんですか。何故、これが出て来なかったのか。

それともう1つ。この1年目、2年目、3年目の出た数字、事細かく出てますよ。事細かく。これは本当はシュミレーションだと思いますよ。こっちの数字が正しいんですか。それとも出さない方が良かったんですか。

それと、令和6年度の予算書、エコプラザ使用料、10万円。可笑しいんじゃない。1年目は3百、あっ130万円の売り上げ見込んで、10万円なんですか。何なんですかこれ。極端な話すると、これ何、内閣府に嘘の数字上げたんですか。

それとも、町民に言えない数字で隠さなきゃならない理由は何かあったんですか。

以上2点お願いします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー増永議員からの再質問にご答弁申し上げます。

まず、あの一コミュニティプラザ江差の施設の性格として、まあ収益に関するご質問ですが、その前に、あの一、あの施設に関しましては、あーまあ前の3月議会の、お一時にも答弁をさせて頂いておりますが、貸し館、貸室と言うよりも、上町に人の流れを作り賑わいを創出する地域の活性化に繋げていく為の施設であると、それが大前提であることは、まずご理解お願い致します。

えーその上で、えー事業収入、収益についてですが、えー拠点施設の基本計画においても、事業収入の考え方として、えー貸し館や企画イベント事業、その他の事業を通じて収益を上げる必要があると記載しているところでございます。

国の交付金申請にあたっての施設整備計画では、えー先程、議員おっしゃったように、供用開始初年度の2024年度は130万4千円、2年目325万、3年目747万9千円としております。

これにつきましては、あー2年目以降は、常時利用する団体を想定した貸し館収入、或いは、デジタルサイネージを活用した広告収入なども想定したものとなっております。

これは令和5年3月時点で提出した計画書の数値でございます。えー数値の作成にあたりましては、内閣府からのヒアリングなども踏まえまして、えー国の交付金を活用する性格上、収益性についても高い目標設定としたところでございます。

えー目標が達成できないから返還ということではございませんが、実績報告などを通じて、KPIの達成度などについて、チェックを受けるということになると思います。

えー現状を見ますと、おー8月末までの貸し館収入は、4万8,800円となっております。まして、目標には到達していない状況ですが、えー貸し館のほか、今後デジタルサイネージを活用した広告収入なども含め、収入の確保に努めて参りたいと考えております。

それで、先程の、おー質問の中で、えー財政シュミレーションと違うのかというご質問でございました。これはあくまで、交付金を申請するに当たっての整備計画ということで、内閣府のヒアリングを受けながら、えー高い目標設定をした上での、おー計画書というふうになっておりますので、一般的な意味での財政シュミレーションというものとは違うというふうに、担当課としては理解しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

何故、何故これに載せなかったという答弁が無いです。

（議長）

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

申し訳ございません。えーと、計画書に何故載せなかったのかという話でございます。計画書を策定致しましたのが、えー、令和4年の11月でございます。えー内閣府の方

にこちらの整備計画書を出しましたのが、令和5年3月でございますので、基本計画書の方が先でございますので、その時点ではこの数字は作成されていないものというふうにご理解頂ければと思います。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

令和4年の11月の段階で、この申請書は出してないってことですね。

でもさ、これ、えーと、どこだ、どこだ。ちなみにでも、こちらの申請書の中身にいくと、2023年3月から2024年3月、施設整備等の実施期間中って出ますよね。

ちなみにですね、2004年ですよ。2004年。あ、ごめんなさい。ごめんなさい。令和4年の11月ですよ。で、令和4年の11月段階で、今の課長の答弁でいくと、それは無いっていう言い方ですけど、でも、これには、ここに載っかってるように、ね、町長が説明した通り、それとランニングコストだとか、そういうのは載っかってんですよここに。

なんでランニングコストだとか、そういうここに載っかって、収入の部分が載せれないのっていう質問で、その時は出来てませんっていう言い方は、ちょっとおかしいんじゃないですか。それだったらランニングコストだって、この計画書の中身の殆どが、これに準じてる部分は、削除されなきゃならないんじゃないですか。今の答弁で言ったら。

(議長)

副町長。

「副町長」

増永議員、あの、ちょっとこう私共、隠す理由とか、なんもございませんからまずね。それで、えーそういう表現ちょっとやめてください。

まずですね、内閣府から補助金を、頂く、まあ手続きにあたって内閣府のヒアリングを受けながら、ま、数値はそれなりの高い数値で出していつてるのこれ事実です。

ただこれを我々江差町が発注した、ま、基本計画の中にですね、やっぱ内閣府に出す、言わば書式とか、様式の中に組み込む数字ってのはあります。

しかし、この基本計画の中で、表す部分として隠してるということではございませんので、実質的に、まあ、あー言い訳ではございませんが、どれだけ申請を、内閣府に申請した数字に近づけて行くかっていうこの努力は当然、していかなきゃない訳ですけども、隠してるということではございませんし、施設の性格上含めて、どこまで、えー利益を上げる施設に、まあ変えて行くかということ、町も町はもちろん主体でございますし、色んな形で上町の商店街とか含めて、創意工夫してやると、これだけでございまして、今数字の部分で、えー隠す隠さないっていうことについては、決して我々も隠してい

いもんではございませんので、そこはご理解下さい。

(議長)

はい。え一次4問目。

「増永議員」

では今後ですね、またこの部分に関しては、もう少し僕も調べてやりたいと思います。

次、えーと、4番目行きます。かもめ島の砂浜と駐車場のキャンプ禁止について質問致します。素朴な疑問で大変申し訳ございませんが、今まで、黙認していたかもめ島の砂浜と駐車場のキャンプが何故、今年から厳しくキャンプ禁止になったのかお伺いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の4問目、かもめ島の砂浜と駐車場のキャンプ禁止についてのご質問にお答え致します。

町ではキャンプ場は、かもめ島の島上を指定し、町の広報紙或いはホームページ等で広くご案内させて頂いているところであり、えびす浜、前浜、そして現状駐車スペースとして使用されている南ふ頭船揚げ場につきましては、漁業活動や付近住民の生活への影響及び港湾管理上のことから、従来よりキャンプ禁止としているものでございます。

従いまして、議員がご指摘されているような、今年から厳しく禁止したということはございませんし、黙認してきたという認識もございません。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー確かに、その島の上にキャンパーを上げるという、その気持ちは分からない訳ではないですけども、えーこちらの方の資料の4-2を見て下さい。この資料の4-2は、これは、かもめ島の下から上に上がる、まあ階段の部分、そしてここ真ん中にあるのがカートが通れるような通路になっとります。

で、問題はですね、あーの、今、町長さんが答弁されたように、島の上にキャンパーを上げる。で、町長さんあそこ荷物10キロ、20キロ持って上がったことありますか。大変な重みですよ。で、キャンパーから言わせると、かもめ島の上でキャンプするのは、1泊2日は無理だそうです。

最低2泊3日無いと、その日に上げた荷物が、疲れて、その日は何もしたくないそうです。

で、翌日からキャンプを楽しんで、2泊して帰られると、というような状況でした。

先だってですね、伊達市から来たキャンパーがいました。で、ちょっとお話を聞いていたんですけども、確かに町長さんが言われた、かもめ島の上というのは大変キャンプ場としては最高な立地条件だそうです。

しかし何故、その時にですね、伊達の彼曰く、なんでこんな、たった3張しか無いんだろっていう話をしました。そしたら、結論はただ1つ。荷物の上げ下ろしですよここは。そこをなんとか出来ないものなのか。それで恐らくこの階段の真ん中に、通路を作ったと思います。

ところがこの通路は、一応公表は60センチと言われておりますが、それは基礎部分が60センチで、表面は両サイド1センチずつ削ってんです。実質58センチしかないです。僕測ってきました。するとですね、カートの幅ってのは60センチだそうです。

それで、その僕が聞いてるその地元のキャンパー曰く、あの幅でカートを引っ張ってって、脱輪してカート壊したって言ってます。もう少しなんとかなんねーのかなっていう話はしてました。

しかし、もうこれはやってしまった、しゃあないんです。ただ、1つ言えることは、どういう方法であれ、何であれ、キャンパーの荷物を上げ下ろしする方法を、来年度に向けてやらないと、キャンパーは島の上は増えません。

ですので、是非その辺のところ検討して頂きたいというのが1点。

もう1点。資料の4-3見て下さい。こちらの方は、島の下の、あーとトイレの横にあるシャワー室と脱衣所です。こちらですね、見て下さい。脱衣場には目皿もなんも無いんですよ。そしてシャワー室は、水しか出ないんですよ。水しか。いや、タダだからいいべっていう発想なのかもしれないですけども、でも、マリンスポーツの方々だって、ここ使ってますよ。した場合に、タダだから水であんた方がいいでしょ話にならないでしょ。少なくともお湯を出るってことを、来年度に向けて検討頂けないかなと。

併せてその2問お願いします。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーとですね、まず、えー増永議員の方は、あの急に今年から厳しくしたってことではないところは、ご理解頂いたと思うんで、再質問の方は、えー、島の上で手ぶらでキャン

プっていうのはご存じですよ。先程3張って言いましたけども、あのグランピングのテントだけではなくて手ぶらでキャンプして、ま、言わばキャンプも立ててサービスも行う。

ただまあ、自分でテントを持ってって立てることも可能なんで、それでその為に島の上の方に上がる、言わばキャンプ道具やら、あー食材を運ぶ部分として、真ん中にスロープが出来たと、こういうことでございます。

いずれにしても、今の状況の中で、えー下の方でキャンプをするべきだっていう質問ではなくて、上に、上にどうやって上げらせるかっていう角度の質問かというふうに思いますが、今言ったように手ぶらでキャンプ含めて、PRに努めながら、まあ言わば上に上がれないで、まあ、どうやって、まあ、気軽につて言うかね、えー上でキャンプ張って貰うか色んなまあ工夫については、ちょっと声を拾い上げた中で、対応出来る部分と対応出来ない部分あると思いますので、今回増永議員から頂いた意見は、ちょっとあの一、みらい機構の方には一応伝えておきます。

今ここでの即答は、ちょっと避けさせて下さい。

それと脱衣所。改めて今、あー資料、まあ先に頂いておりますけども、目皿の関係については検討させてください。目皿の関係は。あの一私から以上です。

「増永議員」

シャワーは。

「副町長」

えーシャワーの方については、今この場で云々ってことになりませんが、今、まあ北の江の島云々っていう状況もあって、その辺のところで、えー先に整備をしなきゃないそういった歯止めってか、そんなに大きなあの額ではないのかもしれませんが、色んなちょっと角度でシャワーの部分は、検討の、あの課題ではあるし、項目にもなってございますので、いずれにしてもその辺は、あの前向きに色々と検討してる最中でございます。以上です。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

えー来年度に向けて、絶対にその辺のところをですね、島の上に、あの一キャンパーを上げるという基本方針と、そして、えー、海水浴、マリニグの方々についても、あの使えるような形のシャワー、温水の出るシャワー、こちらについてもお願いします。

ただ、あーキャンパー曰く、荷物の上げ下ろしについては、ね、有料でも構わないって言ってます。楽に出来るんだったら有料でも構わないからってやって欲しいっていう希望です。

そしてシャワーも同じです。定額の安い金額でお湯が出るシャワーが欲しいっていうふうに話しております。

ですので、その辺のところ、えー是非、来年度に向けてやって頂きたいというふうに思います。宜しいでしょうか。

それでは、えー5問目、防災スピーカーについてということで、えー(防災情報伝達システム整備実施計画)これが正式名称です。しかし、私はあの一、あえて防災スピーカーという言い方をさせて下さい。というのは、町民にとってこれが1番馴染んでる言葉なんでご了承頂きたいと思います。

えー令和6年第1回定例会の、えー令和6年度一般会計予算において、防災スピーカーの整備費が決まりましたが、その後どこまで進んでるのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の5問目、防災スピーカーについてのご質問にお答え致します。

本事業の工程は、令和6年度は実施設計、令和7年度に発注整備、令和8年度より運用開始を予定しています。

8月8日に事業着手後、8月21日には事業者との打ち合わせ、8月28日には町内関係課において第1回の打ち合わせを行い、屋外拡声子局設置や伝達する情報の内容などを協議しているところでございます。

事業の終了については、本年12月末を予定しており、防災情報伝達システム導入に向けた実施設計を報告書、設計図面、数量計算書などが取りまとめられる事となっております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれではですね、あの一、最終的には令和8年ってことですね。

それで資料の5-1見て下さい。これにはですね、えー整備団体、まあ1, 673団体が、まあ整備して、まだ、未整備団体が63団体。そしてこれ、次のページの資料の5-

2を見て下さい。63団体のうち、北海道で32団体です。そして、檜山では江差と厚沢部です。何とこう際立っている部分で。

で、ここですね、1番あの一下側の方でアンダーラインを引いていると思うんですけども、令和7年度中に防災行政無線等の整備を検討している市町村ということで、江差町がこう挙がってるんですよ。それで、私は、えー消防長に確認を取りました。

この整備を検討してるって言う意味合いが、着手した、それこそ今やっていますって言うような意味合いなんでしょうかという確認のお電話をしたら、消防長さんの方では各団体に、令和7年度中に運用出来るようにお願いをしているっていうことを言ってるんですけども、その辺どのように聞いているのか、お願い致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

只今のご質問にお答え致します。

えー今年度につきましては、実設計を行うと。で、えー来年度の予算化に向けて一定程度の事業量、事業経費、事業予算ですね、そういった物を取りまとめた結果、来年度の予算に、予算を提出させて頂くということで、まずは考えているということです。

それと先程、消防長に関する見解とございましたけども、私共としましては、出来るだけ早く、これまで懸案とされてきている防災無線ということですので、極力、えー早い時期に運用はしたいと考えてございますが、今回取り入れる物につきましては、えー携帯電話網を使った内容としてございます。皆さんがお持ちになっているスマートフォン、更には、えーそういった物が無い方については、個別の受信機、更には屋外のスピーカー、こういった部分の周知、仕組みの制度、お一仕組みを皆さんにも町民の皆さんにも周知を並行に、並行して行いながら、極力早い運用をしていきたいと考えてございますが、えー目途として、8年度の運用になるかなというような認識でおりますので、ご理解をお願い致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー出来るだけですね、令和7年度中に運用出来るように努力をして頂きたいというふうに思います。

今、計画では令和8年って決まっていますけども、何にもそちらに拘ることは無いと思うんですよ。令和7年度中に運用出来れば、それに越したことはないですよ。町民にとっては、1日も早く安心な安全な生活を送れるような情報システムをきちっとやって頂ければ、いいと思いますので。すいませんけど、よろしくお願い致します。

次いきます。6番目。北の江の島事業の中止についてということで、えーお伺い致します。

令和6年第1回定例会一般質問において、北の、北の江の島構想の津波対応とオープン後の財政状況について再質問です。

北の江の島事業の中止、2年間延期について、あの段階では考えて無いつていう趣旨の答弁をされましたが、今も変わりは無いかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の6問目、北の江の島事業についてのご質問にお答え致します。

北の江の島拠点施設につきましては、江差町の今後のまちづくりにとって必要不可欠な施設であると考えており、現時点においても事業中止、または延期する考えはございません。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、資料、お一つと、資料の6-2を見て下さい。

一番最後です。これは、今、江差町における、えー過去2006年から、あーまあ、うー人口統計は2050年までなんですけども、えーと預金残高と借金借入れ、そして人口の推移を表した表でございます。

町長さんがなられたのは、平成26年、2014年です。で、その時に預金残高は、そ

れまでの間ずっと伸びてました。2千、えー25億1千万。そして翌年は28億7千万。そして平成28年、29億4千万と、増えていったんですよ。

でもその後、ずっと切り崩して使ってるんですよ。そして平成28年から、あー今年、で、あっ今年じゃないごめんなさい、令和5年度までの7年間で約4億円切り崩してます。

こういう状態の中で、更に、人口がこういう形で減っていきます。こういう減った中で、財政的に厳しい状況になるのは目に見えて分かってますよね。

で、結果的に借金残高については、これは照井町長さんでなくても誰が町長になっても借り入れした段階で、もう借金返済はもう決まっていますので、これは、あの一、減らしてるからいいとか悪いとかの問題じゃない。借りた段階でもうこういうふうになってるんで仕方ない。

僕が追求したいのは、預金残高が、年間、年間ってごめんなさい、7年間で4億、切り崩してるんです。ということは、人口が減って、交付金も減る。そしてまた、今年度、今年も3億切り崩しますよね。そういった予算が段々と縮小されている中で、最終的に借金をすることによって、その部分が、町民サービスの低下に繋がるんじゃないですか。

それで、えっ、ここにですね、南檜山メディカルネットワークだより、これ町長さん理事からのメッセージということで、メッセージあがってます。いいですか。少なくとも、人口がこれだけ減ってってるってことは、前にも、ま、前というよりも、田沢町内会の説明会の時も話さして頂いたんですけども、町長さんの10年間の政策の失敗が、今ここにきてるんですよ。そのことに関して町長さんは、自ら自分で認めてるんですよ。そういう発言してるの。いいですか。近隣町村と同様に、当町でも全道上回るスピードで、人口減少と高齢化が急速に進んでる状況になってるって自分でやった事を自分で認めてるんですよ。

そういう状態の中で、今、北の江の島構想の、その借金する訳ですから、財源をどこから持って来るつもりでいるんですか。その説明をお願いします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

反問権の使用許可願います。

(議長)

では、時間ちょっと止めて下さい。

(議長)

町長。

「町長」

よろしいですか。はい。反問権の許可ありがとうございます。

今、増永議員は、10年間の私の町政の失敗だとおっしゃいました。具体的にどの施策がどの様に失敗して、こういう結果に繋がってるのか、具体的にお示しして頂いた上で答弁をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーとですね、具体的にどうのこうのじゃなくて、数字が物語ってるじゃないですか。数字。人口減少が。

それと、もう1つは、借金って、あ、ごめんなさい、積立金の処理ですよ。財政内容が余りにも良くないからこういう形になってるんじゃないですか。ってことは、町長さんの采配の仕方の失敗、それに伴う人口減少が原因じゃないんですかって僕は言ってるんですよ。おかしいですか。

(議長)

町長

「町長」

もう1度質問させていただきます。

増永議員がおっしゃっているのは結果です。結果、人口減少が進んだという結果があるわけで、その為に我々は、色んな施策を打ってきたつもりですけども、それが失敗だった、10年間失敗だったとおっしゃったので、具体的にどのような政策が失敗だったかということを、教えて頂きたいと申し上げてます。

えー増永議員は、結果は、そう人口減少が、えー下げ止まっていない、それは私も感じているところですけども、我々がやってきた政策が大きく失敗だったということは、感じていけませんので、是非、それを具体的にどういう政策が失敗で、私の10年間で具体的にどのように、間違っていたのか、具体的な施策を持ってお示しして頂ければと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

したら、私はここで1つずつ説明しなきゃいけないんですか。

あー、今そこまでね、具体的に資料はありません。ただ1つ言えることは、江差市内に住んでる私のお友達は、江差から出たいって言ってるんですよ。子育て世帯の人方が。

例えば、例えばですよ。江差町の幼稚園、えー保育園料、他町村では無料ですよ。色んなそういう他町村と比べて江差町はどうだったのかって僕は言ってるんですよ。

そういう総合的な、江差町のやっтерることが他町村から見劣りがあるので、こういう結果じゃないんですかってことを僕言ってるんですよ。

(議長)

んー答弁になってないような。

私聞く限り、あの一町長の質問に対しての答えになってない。

「増永議員」

だから具体的に・・・

(議長)

具体的に言って欲しいって言ってるんですよ。

「増永議員」

だから具体的に言うと、例えば保育園の保育料、江差町有料ですよ。他町村は無料ですよ。ありますよ。だからそういうのをいっぱい並べたらいっぱいありますよ。

(議長)

町長。

「町長」

えー一事実に誤認があると思うので指摘させていただきますけれども、先般も北海道新聞の人口の増減、昨年度と比較しての増減がありますけれども、江差町は他町村に比べて、他町村というのが、まあ檜山管内の他町としたところとして、えー大きく江差町だけが減っているという状況ではございません。

えーそういう数字を、例えば、そういう子育て世帯のへの支援が江差町よりも厚い所が

江差町よりも人口減少がゆる、緩やかかという、それが結果にはなっていない、分析ではないかなというふうに私は思ってるんで、もう少し事実に基づいて、えーどういう原因あってどういう結果を招いてるのか、その結果がどういう原因があるのか具体的にお示しして頂かないとですね、中々答弁が出来ないかなと。

おーすごいですね、こう辛辣な、お話でですね、ご質問されてますけど、やはり、そこはしっかり事実に基づいて、質問、答弁というのが議場の基本だと思いますので、是非お願いしたいなというふうに思っています。

その上で、財政運営について述べさせていただきますけども、えー先程、町債の残高、借金の残高ですけども、そこは、あー借金した段階で分かってるんだから、どうでもないと言うおっしゃり、おっしゃり方をされたんですけども、むしろその借金の仕方だってですね、我々はそれを如何に減らして行くのか、なるべく後世に、残していかない形で負担を残していかない形で縮減をやっているつもりでございまして、これ誰がやっても借金がこの町債が減るっていうのではない。そこはまさに、全体の財政運営の中でですね、優先的にやるべきものを、おー町債を発行しながらやるというところを心がけているところでございます、決してですね、その預金残高だけを指標に論じるのは、私は、あー安直ではないかなというふうに思います。

その上で、貯金残高という表現をされてますけれども、町が持っている基金でございます。えー基金、色んな種類がございまして、1番大きいのは財政調整基金でございます。これは、万が一に備えて積み立てをしているもの。他にも目的基金が色々様々ある中で恐らく合計の金額を載せられているのではないかなというふうに思っています。

じゃあこの基金に関して、どれだけ町が保有しておくべきかということもまた、重要でございまして、なるべく後世に或いはですね、災害が起きた時に、困らない様な蓄えはある程度必要だろうと。ただ、国から言われているのはあまり、この基金を積み過ぎるなという指摘、総務省からもされています。

なぜかと言いますと、我々は地方交付税で国から大きなお金を頂いております。そう国から交付税を国から頂く立場として、大きく基金を積み増していくということは自治体運営にとって好ましくないというのは総務省の見解もあります。

やはりそのバランスを考えながら、我々は自治体運営を我々というか私ですね、自治体、財政運営をやっていかなきゃいけない。ただ、緊縮するだけ、我慢するだけではなくて、未来に、未来にですね、将来ある子ども達が夢を持てるようなまちづくりをしっかりとしていかなければいけないというふうに思っています。

その為には、さまざまな投資が必要だというふうに思っています。えーこれまで私が何もしてこなかったかのようにおっしゃいますけども、例えば民間にできる事は民間にという立場の中で、様々な施策を打ってきています。

例えば、町立の幼稚園がありましたけども、非常にですね、民間の幼稚園もある中で、両立させることが困難だということで町立の方は閉じて、民間の皆さんにお願いするという様な事もやってきましたし、養護老人ホームひのき荘というのがありましたけれども、これも民間に移譲させて頂いて、自治体における財政運営を如何に軽減させて行くかとい

うことも、努力を重ねてきているつもりでございます。

是非ですね、そういった全体の財政運営を見ながら、しかしながら財政運営と投資、未来への投資、えーまちづくりの為に必要なお金をしっかりと考えていく、それがまさに私の町長としての役目だというふうに思っています。

是非、皆さんにご理解頂けるような財政運営、そしてまちづくりを、これまでも、そしてこれからもしっかりと取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

反問権の方はよろしいですか。

それでは、時間を進めて頂いて、改めて答弁よろしいですか。

「町長」

今のが答弁。

(議長)

今のが答弁ですか。はい。

「増永議員」

言っているのですか。

(議長)

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーそれではですね、先程も僕質問したんですけども、今回の北の江の島の部分に関して、投資効果どうのこうのって今お話されてますけども、まだあの全体的な経費はまだ出て来ておりませんが、その部分の中で、今、町長さん言われたように江差町にとってその経済効果ってどのように考えてるんですか。そしてどのように政策的に試算を、試算表等々含めて、そういう計画書は作ってんですか。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

まさにですね、今、自治体の負担を如何に軽くしながら民間の知恵、えー民間の活力をこの施設整備に入れて行くかということを今、あー事業と、えー調査事業としてやっていて、間もなくそれが完成品として出てくるという段階でございますので、しっかりその一我々自治体の負担を軽くしながら、そして効果を最大限発揮できるような施設運営にしたいと考えておりますので、ご理解頂ければなあと思います。

(議長)

以上で、増永議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、大門議員の発言を許可致します。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

えーまず1問目、質問致します。観光施設の防犯カメラ設置について質問致します。

江差町では北の江の島構想などもあり、今後、観光資源の充実やプロモーション活動により、かもめ島周辺を拠点に、観光客が増加すると考えられます。観光地としての江差町の魅力を高め、観光客が安心して訪れることのできる環境を整えることは、今後の観光振興にも、直接、直結する重要な課題です。

防犯、犯罪防止策として防犯カメラ設置は、その一助となるだけでなく、地域全体の、安全・安心を確保するための重要な施策と考えます。今からこうした背景を踏まえ、江差町における、犯罪防止対策として防犯カメラの設置が重要な役割と考えます。

観光地や人が多く集まる場所への、防犯カメラ設置の拡充を検討すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

また現在、江差町内において設置されている防犯カメラの状況についても伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

大門議員の1問目、観光施設の防犯カメラ設置についてのご質問にお答え致します。

議員から北の江の島構想等も含め、今後観光客の増加を想定した中で安心して訪れる環境の整備と地域全体の安心、安全確保という2点の、視点による犯罪防止対策として人が多く集まる観光施設への防犯カメラの設置についてのご質問でございます。

コロナ類型変更後、全国的に観光需要は回復傾向にありますが、特に外国人旅行者の増加により人気観光スポットでは、文化の相違によるマナー違反などオーバーツーリズムが課題となっていることは承知しておりますが、当町の現状においては、外国人旅行者も含め、観光需要の回復を実感できるまでには至っていない現状にあります。

防犯カメラの設置の意義は2つあると考えており、1つ目には犯罪の抑止、2つ目に犯罪や事故発生時の証拠となり得るというものでございます。

この内、犯罪抑止は、行政が担う役割の1つであることは認識しておりますが、それ以外にも取り得る手段があると考えており、観光施設への防犯カメラの設置は現段階では考えておりませんのでご理解願います。

その上で、町民や観光客含めた地域全体の犯罪防止対策につきましては、江差警察署など、各関係機関と連携しながら、各種対策を講じ、安心安全なまちづくり、観光地づくりに取り組んで参ります。

尚、町有施設の防犯カメラ設置の現状につきましては、コミュニティープラザ江差に2基設置しているところですが、町内の設置状況を江差警察署へ問合せをしたところ、防犯対策上、設置数や設置箇所については、明確なご回答は頂けませんでしたのでご理解願いたいと思います。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

再質問はありませんので、2問目質問致します。

役場庁舎エアコン設置の必要性について質問致します。

近年の気候変動により、夏季の気温上昇が顕著であり、全国的に猛暑日が増加している中、庁舎内の温度管理の重要性が高まっています。特に役場を訪れる住民の皆様や、そこで働く職員の快適な環境は、行政サービスの向上にも直結するものと考えます。

現時点で、庁舎内にはエアコンが設置されておらず、十分な空調設備も整っていない状況と伺っております。これにより、特に夏季においては、庁舎内の作業環境が悪化し、職員の健康面や業務効率に悪影響が出るの、出ているのではないかと懸念しております。

江差町の行政サービスが、住民にとってより質の高いものとなるために、職員の働く環

境を整えることは重要だと考えます。エアコン設置やそれに準ずる暑さ対策を検討しているか伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

大門議員の2問目、役場庁舎のエアコン設置の必要性についてのご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、町と致しましても、近年の全国的な猛暑、更には当町における昨年の記録的な暑さを踏まえた時、地球温暖化に対する危機感を益々抱いているところでございます。

こうした中、冷房設備の無い役場庁舎へご来庁くださる皆様には大変ご不快な思いをさせてしまい申し訳なく思っています。また、関連して職員の快適な勤務環境という点では、日々の職員の健康面、業務効率にもお気遣い頂き恐縮しているところでございます。

さて、ご承知の通り、この間、町におきましては、熱中症対策や適切な教育環境、介護サービス環境の観点から、昨年度は、町立小中学校、今年度は、まるやまへエアコンを設置致しました。

今現在、役場庁舎には、1階は保健センター、2階は町長室と応接室、3階は議場及び第2委員会室にエアコンが設置されておりますが、近年の気候変動を踏まえれば、当町でも気温上昇が進むことが想定されますので、防災拠点としての側面も含めて、庁舎全体のエアコン設置はその必要性を認識しています。

しかしながら、エアコン設置するには、単に本体を取り付けばよいのではなく、電力設備の増強等も必要と見込めますので、多額の費用を要します。加えて建設されてから31年が経過し、庁舎全体的の老朽化が進んでいることから、エアコンが効率的に稼働し、ランニングコストを抑制できるよう、窓、壁の断熱改修を併せて行う事が望ましく、そうした場合はイニシャルコストが更に増加することになります。

えーこの為、直ちに庁舎全体へエアコンを設置することは難しいですが、当面の暑さ対策としましては、換気や扇風機の利用、ブラインドによる遮光のほか、クールビズの励行などにより対応して参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

また、庁舎のエアコン設置、或いはそれに準じた暑さ対策に関しましては、現時点で具体的に検討した経過はございませんが、今年度町が進めている公共施設再エネ事業化可能性調査を通じ、役場庁舎への高性能断熱や遮熱窓、高効率空調機等の省エネ技術、もう一方で、屋上や壁面等を利用した太陽光発電による再エネ対策の導入効果を検証し、役場庁舎全体の電力需給を試算した上で、有利な補助制度を積極的に取り入れることも念頭に置

きつつ、他の町有施設も含めた優先順位を勘案して、少し時間を頂きながら総合的に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きますよう宜しくお願い致します。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

私から質問終わります。

(議長)

以上で大門議員の一般質問を終わります。

14時10分まで休憩致します。

休憩 13:59

再開 14:10

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、それでは、えーと、最後になります。えー一般質問を行います。

今日、私、質問実は、6つ全部災害関連であります。えー1つ1つ町長にお聞きしたいと思います。ま、災害、今年、まさしく1月1日の能登半島大震災地震以来、えー何度かの大型の地震もありました。全国的に。また、えー線状降水帯のように、もうずっと大雨が続いて、えー大変な被害も全国でありました。まさしくこれは江差でもあるかもしれない、そういう点で、しっかりと、おー正して行きたいと思います。

えー昨年の3月に、江差町で地域防災計画見直し、あと、その関連の計画も含めて我々

議員にもこの膨大な計画頂いております。私がはじめて議員になった時、この、5分の1かな。それぐらいで地域防災計画が済んでおりました。

しかしその後、大型の震災等くぐって多岐にわたった計画が作られ、該当する担当課、勿論町長、副町長含めて、これを実践して行くとすれば、本当に大変なことだなと私もこれを開いて常に思っております。

その中で、まず1点目。大規模災害の時の、町の災害備蓄について、えー取り上げたいと思います。基本はこれで足りるのかという問題意識が私としてあります。

えーところで、今回のこの大規模災害という質問の大前提、江差町の災害備蓄の大前提は、えー南西沖で最大震度が6.2度。あ、6.2の最大震度。それで被害想定としては、避難する人、避難所だけじゃありませんけどもね、えー1,124人という想定を基に作られております。そして、備蓄そのものは、ま、発生してから、地震が発生してから3日まで、えー何とか公的な立場で町として、えー災害備蓄をしようとその計画に向かって整備していこうというこういう計画になっております。

で、多分、この間江差町としても能登半島大震災に職員の皆さん、えー行って、本当に色んな目で色んな立場で、えー、能登半島地震の状況を見て来たと思います。それも含めて、色んな立場からちょっとお聞きしたいと思いますが、まず、1つ。ちょっと具体的にこれは、お聞き、お聞きしなければならないなと思って。例えば、発電機。これも今回の能登地震の時にも発電機が足りないなどもありました。トイレの問題。これも大きく取り上げられました。

また避難所で、えー、高齢者等が寝泊まりするときに、段ボールベッド、大変少ない、段ボールベッドがない。そういう実態も出されておりましたが、えー江差町として、この計画が、第2期江差町災害時備蓄計画ということで、えーまあ令和で言いますと、5年度から9年度の計画があります。この計画で、今言ったトイレなど多くの資器材、この基本は、主要な避難所10か所、大きな避難所、ま、学校とか、そういう大きな所の10か所で、えー、一応必要だという計算。先程、江差町としても最大震度、それから最大の避難者、3日間云々という前提がありますが、その10か所の保有数量となっております。果たしてそれでいいのかと。実際、避難所は、それ以外でも、えー集会所等々開設することがあります。

今回の1月1日の時も、町が避難所として開設する前に、この前の議会でも私取り上げましたが、南が丘のふれあいセンターにも心配だということで避難にする人がいて、自主的に南が丘ふれあいセンターを開きました。ということも含めれば、とても大きな、先程も言った想定の大規模災害の時に10か所ですむ訳がない。最寄りの集会所等に、避難する避難所が沢山この10か所以上、以外にもあります。そうしますと、これでは全く足りないとは私は思っております。えー当然、他の避難所の開設も出てきますので、そこの必要な部分も含めた備蓄計画を私は考えるべきだと思いますが、この点について如何でしょうか。

えーそれから2点目として、まさしく1月1日、真冬でありました。えーこれも前に言いましたが、私も地元町内会の役員という立場で、えー冬に夜どういう環境かなというこ

とで南が丘ふれあいセンターで一晩、えーちょっと訓練、役員と一緒にやりました。ここに書きましたが、質問として上げましたが、例えば、備蓄計画で毛布1人1枚の計算です。ストーブ、全部で53台。先程言いました、10か所以上でも、もしかしたら開設するかもしれない。それを考えたとしても足りない。私は厳冬期、風が強い時、それから避難所、先程言った10か所以外にも避難所が設置される、そういう場合、先程言いましたけども、この数とても足りないと考えますが、如何でしょうか。

今回のこの質問で、えー備蓄災害、備蓄について3つ目、最後であります、これも何度も私、質問等しておりますが、現時点で、江差町は備蓄場所1か所集中備蓄であります。この備蓄計画の中には、確かに文言として分散備蓄を検討するということがあります。この点について、私は何度も取り上げてきましたが、1か所で集中備蓄した場合に、本当に北部、それからもちろん南の方で集会所等が避難所として使われた場合に、そこに、もれなく、集中した1か所のものから、届けることが出来るのか。道路の寸断、それから当然職員は備蓄物を運ぶだけが職員の仕事ではありません。多岐に渡っております。

この見ればもう分かります。私は、分散して備蓄するということを検討から具体的な方向に向けたものも急ぐべきだと思いますが、これを含めましてまず3点お聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員からの1問目、大規模災害の時、町の災害備蓄は不足しているではないかのご質問にお答え致します。

まずはじめに、大規模災害時の町の備蓄計画における避難所に関するご質問にお答え致します。

第2期江差町災害時備蓄計画では、行政備蓄の対象人数を1,124人に設定し、家庭内備蓄の取り組み状況などを加味しながら、食料品や生活必需品等の必要数を算定しております。また、数量につきましては、災害発生から3日目までの備蓄に努めるものとし、大規模な避難所収容が可能で、防災拠点となる指定避難所を各小中学校や文化会館など、10か所としているところでございます。

議員ご質問の10か所の主要避難所以外の避難所には、備蓄は、備蓄品は必要ないのか、また、避難所全体を視野に入れた備蓄計画を進めるべきでは、とのご質問でございますが、これまでも地域の集会施設などを避難所として開設していることは、議員もご承知の通りであり、災害の対応に応じて、大規模な避難所以外の避難所を開設することは、必要な事と認識しております。

また本年、1月に発生した能登半島地震による珠洲市への職員派遣の経験を踏まえますと、一定程度、期間が経過した避難所や体育館には、各種備蓄品が配布集積され各避難所には仮設トイレが設置されるなどの状況にあることから、大規模な災害時には外部からの支援を想定した避難施設の規模が必要である事や、地域の復旧状況等により、避難所を集約することも考慮し、備蓄品計画を推進する必要があるものと考えております。

続いて、厳冬期の備蓄品として毛布やストーブなどの数量が足りてないのではないかとというご質問でございますが、先程、珠洲市への職員派遣について触れましたが、1月から3月迄の厳冬期を含めた現地滞在中、こちらから持ち込んだ毛布や食料などで生活した経験を踏まえますと、ご指摘の毛布や暖房器具などについては、数量や規格などを見直す必要があるものと考えております。

えー続いて、分散備蓄のご質問にお答え致します。最初にも触れましたが、江差町災害時備蓄計画では、備蓄場所について、原則江差町防災備蓄センター、旧税務署に一括集中管理するとし、津波等において道路網の寸断等による備蓄物資を供給出来ない恐れのある地域を考慮し、防災備蓄倉庫等の増設整備や分散備蓄を検討すると位置付けております。

現在町では、江差高校のご協力ご理解を頂き、江差高校避難所として開設することを想定して、生活必需品や避難所資器材、感染症対策資器材を昨年度より、分散備蓄しているところですが、引き続き想定される災害や避難所の立地状況などを踏まえ、分散備蓄を検討して参りたいと考えております。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー、ただ今の答弁、これを良く読めば、ちょっとメモしたんですが、実績には、今の江差町の計画では足りないという認識ということなのか、ちょっとそこ少しね、再質問でちょっとお聞きしますが、ちょっとその前に、先程触れませんでした、えー能登半島の地震の各町の状況を見て、もう1つ私これは大きな教訓だなと思いますし、勿論この地域防災計画にも書いていることではありますが、ちょっと強調させて貰います。

特に、災害の時、女性だとか障がい者、高齢者、こういう方々が、必ずしも十分な支援が受けられない。それぞれ特有な状況によって特性によって必要な物も実は足りなかった。無かった。そういうことも新聞報道等でもテレビでも取り上げられておりました。

ここの点についても私、しっかりと役場の中で検討していると思いますが、当事者からもしっかり何が足りないのか、どういう物が必要なのか、そういうことも聞きながら私改めてあの備蓄計画の中に補強整備して貰いたいなと思います。これが1点目。

それで先程、ちょっと言った、えー2点目として、町長の答弁からすると、必ずしも十

分ではないというふうに受け止めていいのか、ストーブ、毛布の点については認めたのかなと思うんですが、トイレにしても、その日にち経てば、勿論、えー自衛隊だとか他町村から、えー、場合によっては、えー色んなボランティア団体だとかが駆け付けますけれども、先程町長も答弁でありましたが、本当に初日、2日目、3日目、場合によっては1週間もかかったでしょうかね。やはり、トイレの問題、こういう問題は、私は足りない、江差町のこの計画では足りないと思うんです。改めて、えーこの計画の部分について、ちょっと再質問という形でお聞きしますけれども、見直し、もしくは年度で整備する計画なってますが、前倒し、も含めて、えー私は必要だと思います。この点について2つ目として再質問を致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目。えーま、女性ですとか、障がい者、高齢者等の弱者と言われる方の意見を基に備蓄品を整備すべきではないかというご質問でございます。

私共としまして、今回の備蓄計画においては、そういったことも想定した中で、えー数量の把握をさせて頂いているところですが、先程、議員もお話されておりました様に、実際に能登半島で大規模な地震が発災をして、その経験の中で不足している物があったと。そういったことは私共の方でも情報は、やはりきちんと整理する必要があるかなというふうに考えております。

私共、今持っている備蓄計画が全てということでは無いというふうな認識をしてございます。

同様にトイレ等につきましても、今、計画として持っている物が、では、大規模発災した時に、大規模な発災の時に足りるのかと言われるとその状況にもよりますが、場合によっては足りない可能性も十分あり得るものというふうな認識をしてございます。

そういった状況を踏まえながら優先的に整備すべき、資材、こういった物を優先的に整備していくのか、こういったことも検討しながら見直しをさせて頂ければなと考えております。考えております。以上です。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。わかりました。2つ目に移ります。

それで、少し、先程もちよっと触れましたが、2番目として、えー高齢者等、ここにちよっと少し絞って、えーお聞きしたいと思います。

高齢者、障がい者の対策は万全か、こういうふうになんて題として入れております。

えーこれも、地域防災計画の中に、勿論、謳っております。避難行動要支援者の問題がありますが、えー障害持っている、それから介護受けている等々リスクの高い方、そういう方については、えー個別に、えー計画を作ると、避難、個別避難計画これを作るということになっております。

それで、町長の執行方針の中にも、お一出ておりますけれども、江差町としても今、鋭意進められていると思います。

それで少し、えーちよっと細かいんですが、到達点をお聞きしたいと思います。

えー先程言いました、そのリスクの高い方の1人、1人のどうやって逃げたらいいか、どこを、どこを逃げて逃げたらいいかっていう細かい計画なんです、その計画を作る大前提として、まず、えー避難行動要支援者というものを、江差町の中に何人いらっしゃるのか、本人の合意も得て台帳を作ります。えーそれが何人なのか。ちよっと教えて貰いたい。直近の数字ですね。

それから先程質問として上げておりますが、計画を作る対象者。えー江差町の場合は、障がい者とか、介護でいうと3以上とか、そういう取り決めがあるんですが、その対象者は現時点で何人になっているのか。

それから、えー更に、その中で、えー住んで居るところ。崖地に近いとかですね、ま、色々条件があります。えー実施要綱っていうのもあるんですけども、おー細かい点省きまんですけども、その中の5条の(1)、(2)、(3)そういう、えー方々何人いらっしゃるのか。

そして最終的に1人1人の個別避難計画。これ改めて実施要綱見たら、大変な細かい専門家の人たちの力も借りて作らなければならないってことが、改めてわかりましたが、現在、あのどこまで進んでるのか、えーちよっとまず最初に教えて頂きたいと思います。

ま、その上で再質問致します。えーこの中、2番目で2つ目の質問であります。

えー施設などに入っている方々の問題であります。

江差町、結構、浸水の想定区域の中とかですね、土砂災害の、えー警戒区域などの中に施設があつて、そこに入居、利用してる方がいらっしゃいます。

で、そういう方々については、この何年間、本当に東北等でもありましたけども、土砂災害で大きな被害があった、命も、えー多数落とすということも過去に何回もありまして、えーここの施設での色んな訓練、えーしっかりとやりましょうっていうことで、位置付けられております。

で、特に夜間の問題。夜間は本当に人手が足りない。少ない。そういう中でどうやって、えー避難するかということで、夜間の訓練ということも、これは一応言葉としては努力規定でしょうか、努めるというふうに確か計画でなっておりますが、この実際どうなってるのかについても、江差町内の、お一施設、えーお聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目。災害時の高齢者、障がい者対策は万全かのご質問にお答え致します。

町では、江差町地域防災計画において、避難行動要支援者対策計画を規定したほか、江差町避難行動要支援者避難支援計画全体計画や、江差町要支援者登録制度実施要項、江差町個別避難計画作成推進事業実施要項により、避難行動要支援者の把握や個別避難計画の策定を進めているところでございます。

特に支援を必要とする避難行動要支援者につきましては、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難の方としており、65歳以上の独り暮らし、または75歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、母子健康手帳の交付を受けている妊婦や未就学の乳幼児、その他、配慮を要すると認められる方のうち、一定程度の介護認定を受けている方や、障がい等の程度にある方、災害時等の支援を希望する方などの避難行動要支援者と位置付けております。

えー議員ご質問の避難行動要支援者数は238人で、その内個別避難計画の作成に同意されている計画作成対象者は155人となっております。

また、個別避難計画作成推進事業実施要綱の5条に規定する洪水浸水想定区域の内、想定浸水深さ0.5メートル以上の区域に住んでいる方は約40名、土砂災害特別警戒区域に住んで居る方は約50名、津波浸水想定区域に住んで居る方は約40名となっておりますが、これらの区域に住んで居ない方は約70名いることから、個別避難計画作成対象者の内、議員ご質問の洪水、土砂、津波が懸念されているされる区域にお住まいの方は90人弱と捉えております。

続いて個別計画の作成状況に関するご質問ですが、現時点で個別避難計画を策定しているのは、4件となっております。

町では昨年度、個別避難計画作成モデル事業に着手し、町内関係部署に加え介護保険事業所等の保健専門職の参画を得て、自ら避難する人が困難な方の優先順位付けや、個別避難計画作成方法などの検討、勉強会のほか、福祉専門職用の個別避難計画作成の手引きを

作成し、個別避難計画作成を進めております。

今年度におきましては、50名分の個別避難計画の作成をする為の専門職への報酬を予算化しておりますが、計画策定数が低調となっておりますことから、改めて策定に関して説明する機会を設けるなどして策定数の増加に努めて参ります。

2つ目の要配慮者利用施設の訓練に関するご質問でございます。

地域防災計画では、施設管理者に対し、防災訓練定期的な実施や自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設での夜間における訓練を定期的実施するよう努めるものとしているところでございます。

町内には浸水想定区域などに所在する、要配慮者利用施設として医療機関や介護、障がいのある事業所等があり、昨年度は全ての要配慮者利用施設において、日中に防災訓練が実施されておりますが、議員ご質問の夜間における訓練は実施されていない状況にあります。以上でございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今、2つ取り上げたんですが、その2つとも、結構厳しい、状況ですね。

えーと、ちょっと最初に、2つ目の方、これは、えー事実上民間の、お一法人、福祉法人施設であり、なおかつ、えー努力規定ということもありますので、是非、えー江差町内における全体の防災整備推進の中で、関係法人とも密接に連絡、場合によっては協力しながら、その夜間の訓練、今ある状況、本当に1つ1つ上げれば、だいたい分かると思うんですが、本当に夜間、土砂災害など起きて、どうするんだろうというところが本当ありますね。

是非、えー町としても積極的な働きかけをお願いしたい、これは要請に留めます。

ちょっと再質問。先程の数字、結局少ないんですよ。あの一江差町の今の高齢者の人口から見たら、本当にあの一微々たる数字ですね。

それで、まずもん、えーと災害地域、土砂災害だとか、まあその地域に近くにいるかどうかは別として、それはそれで後の問題になりますけれども、えー土砂災害地域に居ても居なくても、お一停電した、えー地震でちょっとグラグラ揺れたなどなど起きれば、どの地域でも、もしかしたら災害時、高齢者は、えー逃げたい、逃げなければならないという状況は起きてきます。ですからまず、基本的に避難行動要支援者の抑え方なんですけど、238。えー、ちょっと私全道のね、色々これ全部ネットに載ってるんですけども、全道でどういう取り組みしてるかというのをちょっと調べてみましたが、勿論、江差より少ないところも無い訳じゃないんですが、例えば人口の近隣でいうとせたな。せたな町で言う

と、この避難行動要支援者数。えー江差町で言いますと238名のところですけども、せたな町でいうと975人。何故か。それはですね、対象、江差の場合は町長答弁ありましたが、要介護3以上ということで一定の、えー状況が高い方。

ただ、例えばせたな町だったら要介護全てとかですね、えー私も色々な方、見聞きして相談受けた時に、要介護1、2でも、要支援の方でも、この坂はとてもでないけど、えー急で避難所まで行けない、避難階段上れない、一人ではとても無理だっていう人沢山います。ですから、江差町の基準からいくと238となっちゃうんですねどうしてもね。

私は見直して、しっかりと避難行動要支援者の数を、えー上げるためにも、えー要介護者全部だとか、身障2以上だとか、他のところですね、えー自治会が、町内会が、支援を必要と認めたものも、入れているところもあるんです。

是非、江差町としても対象を広げるように検討して頂きたいというのがまず1つ。

それからもう1つ。えーと、確かにその中で、えー土砂災害の地域に近いとかですね、それからリスクの高い方は、それはそれでしっかりと計画を作っていかなければならないと思います。

あの一この計画自体も、私改めて江差町の先程町長答弁あった手引きですね。もう大変なこれ作業で、この手引き作ったなと思うんです。これどこの課な。やっぱ総務課ですか。これ大変な作業だったと思うんですよ。

そして、この手引きに則って、1人1人の計画つくるったら、その専門家の方々の、えー力も含めて大変だなと。ですから結果的には、この人数しかいない。4人。ですから是非頑張って貰いたい。50人といいましたか今年。是非頑張って貰いたいんですが、ま、これはちょっとあの要望に留めますが、私の再質問としては、ま、そこまでではないけれども、でも一人暮らし、体がちょっと弱い、江差町の基準でいうと避難行動要支援者に入らない方でも、江差町の地域防災計画の中には、あのしっかりと謳ってますよね。まあそこは要配慮者という位置付け。要配慮者。まあ一人暮らしだとか、えー、ま、そういう人達も含めて、これは住民自主防災組織などの協力も得ながら、えー平常時から防災体制の整備の必要であると、そういう要配慮者、一人暮らしだとかって方も把握する。避難訓練もする。

これは、地方だけでは、質問です。

町だけでは出来ない。えー町内会などの働き掛けこれを是非ね強めて貰いたい。一応書いてありますよ、これには。書いてある。書いてあるけれども実態として、今の江差町の各町の各地域の状況を見ると、中々中々できない。やはり町が町内会等々力合わせて、ある意味プッシュして、こういうこともやっていかなければ、私はならないと思うんですが、その点についても再質問としてお聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

え一只今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目。え一要配慮支援対象者の基準についてのご質問でございます。

先程の答弁で述べさせて頂きましたように、江差町としますと要配慮者の内というではなく、そこから、あの一基準を設けて、支援者という位置づけをさせて頂いております。

え一例えば、要介護3であるだとか、障がい者の程度1であるだとか、その基準を緩めるべきだというようなご質問だというふうに認識してございます。

私共としますと、その基準は1つの目安として持っておりますが、一方で支援を望む方に関しましては、現実問題、個別危機感計画、個別計画を策定する対象者としてございます。先程、155人というご答弁させて頂きましたが、実質その内、50名、50名弱は、そういった要介護であるだとか、え一障害の程度ではなく、支援を求めている方を対象としているという様な実態がございます。

え一基準を広めるというのも一つの方法かと思いますが、一方でそういった認定状態にある要支援だとか障がいの程度にあるだとか、そういった状況になった時に、如何に、この避難に対する周知が出来るかってことも、一つの方策ではないかなというふうに考えてございます。

まずはそういったことの制度の周知をすることで、今その対象者となる方、もしくは希望されている方の、吸い上げをして参りたいなというふうに考えてございます。こちらがまず1点目です。

2点目、え一これらの対策をするにあたって、町と地域の連携というご質問だったかと思いますが。いずれ私共、議員ご指摘のように、町だけでこの避難がすべて整うかと、それ全く無理な話だというふうに認識してございます。

え一事業所であつたり、え一町内会、民生委員さんであつたり、ありとあらゆるご近所さんだつたりそういった方々のご支援、協力を頂いた中で、この避難というのが達成できるというふうに思っております。

1つの例ではございますけども、え一ネクストイノベーションという取り組みの中で、え一町だけではなく、地域の事業所であつたりとか、個人の方が、あーそういった町の防災に関する点検など頂いてるという状況もございますので、こういったところの取り組みを、するということも1つですし、私共町と致しましても、この防災に対する地域への協力、意識付けというものをしていくものかな有るかなというふうに考えておりますので、ご答弁とさせていただきます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

増永議員。あーすいません。

小野寺議員

「小野寺議員」

あの一、ちょっと課長になりますか。総務課長になりますか。

あの一多分1番、1番のネックは、町としても、その防災の、えー専門に対処する職員と言いますか、張り付ける職員と言いますか、事実上いない。なので、町長課長の答弁として、それは分かりますが、実際問題として、先程その計画を作るもの、本当に個別計画作る上でも、本当に大変な状況、です。ので、それから各町内会等と連携を取ると言っても、実際に町内会自身だって、そのもう力が落ちてきてますから、訓練やってねって一言いったからと言って、避難訓練出来る訳でもない。そういうところが増えている。やはり生まず頼らず町の担当がしっかりと、えー防災、まさしく防災計画そのものを推進していく様な仕組みを作って、そこが色々計画も作る、町内会等ともあたる、個別計画もあたるということやってかなければ私ならないと思うんです。

これ町長、副町長、担当部署をです、もっと太く、大きく、しなかったら私はこれ進まないと思うんです。体制、職員体制。えーそこが私、鍵だと思うんですが、その点についてちょっと最後に再々質問として、この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はいあの一、防災、あの一、んー珠洲市の災害派遣の、まあ3月一杯までの実地体験も踏まえつつもそうなんですが、まあ小野寺議員ご承知の通り、ま、この総務課の部署の部分だけで言いますと、再エネであったり、そういったところを含めて、ま、主幹職を1人配置したところでございます。

ま、加えて、今言ったように、これから、あーちょっと、あの一答弁から離れますけども、江の島の構想の具現化であったり、色んな形のものが出て参る。そこにまた洋上風力っていう物も入ってきます。そういったところでのセクションの、まあいわば組織体制どう在るべきかということは、防災も然りでございますけども、全体として、きちんとそこは整理整頓して行きたいとこのように思ってます。

いずれにしても前向きな体制を組んで行かなきゃないだろうというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。はい。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

宜しお願い致します。3番目、最後です。

えーこれも具体的な個別な問題になりますが、先程の避難と直接関わってくる問題なんですが、避難路の問題です。

先程、えー総務課長仰ったネクストイノベーションでもこの避難路の問題出て、あの一確かにおりました。そこでも、あの一やっておりましたが、それちょっと質問という形で、えー出さして貰いますが、まず改めて、これこそネクストイノベーションで出た事ですが、この津波避難の階段の整備。本当に傷んでいるとか、暗いねとか、街灯が無いんじゃないのとか、ま、そういう声も出ております。

で、まずそもそも、改めてですが、避難路の箇所数、そして、えーどういう点が、ま、傷んで、まっ直しているのかとか、整備の状況などですね、えー教えて貰いたい。

それと、実は3点目なんですけど、えーある方からこれ実は聞かれた事なんです。

避難誘導の案内板について、まあたまたまその人は見えづらかったんでしょうかね。えーこの点については、改めて基本的な整備、どのようになっているのか、えーお聞きしたいと思います。まあその上で、再質問したいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、災害時の避難路の整備についてのご質問にお答え致します。

町における避難、避難路は、平成23年の東日本大震災を契機に、その必要性が議論され、町内会などとの協議を踏まえ、避難路として位置付けしており、防災ハザードマップには津波避難経路として表示しているところです。

ご質問の津波避難経路は、椴川町から伏木戸町にかけて15箇所あり、いずれも津波用の避難路として整備したものではなく、例えば、急傾斜地の整備に併せ、えー設置された、管理用階段や地域で高台に続く通路、町道などを避難路に位置付けております。

2つ目の破損等の状況ですが、各避難路は階段の腐食や草木の繁茂、その多くが未舗装で急な傾斜地に位置していることなどの状況にあります。町では北海道の急傾斜地管理用階段などを除き、一部の避難路の草刈りなどを実施しているところです。

3つ目の避難誘導の案内標識につきましては、避難路の入り口に津波避難通路、避難方向を示す矢印、海拔高を示しているほか、避難路の途中や登り切った位置に海拔高を示す

標識を設置している状況でございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーそれで少し、ちょっと具体的な事なんですけど、これ何点か、えー私も直接見たり、それから何人から聞いた事を、ちょっと併せて3点で質問致します。

まず、えーと、避難路の灯りなんですけど、最初、私実はですね、外灯があったけど壊れたんだろうというちょっと認識持ってたんですが、そもそも無い。勿論、えー道路挟んで下から避難路があって、また途中で道路あって避難路ということになると、ま、途中の街路灯という意味合いでは、まあ、そこはそこで有るんでしょうけども、避難路そのものには街路灯、街灯が無い、灯りが無い。これは、そのえー私自身もそうですし、ちょっとある方も含めて、どうするのという話もありました。それから、ですから勿論灯りが必要だということと、停電の時、よくあの一言葉としては、停電時自動点灯、まあ要は蓄電池付けてということなんですけど、それも是非、あの検討すべきだと思うんです。これがまず1つ目。

それから、2つ目。案内標識。これも確かに、あのー1つ1つ、えー避難路の側にあります。ちょっと奥まっていけないのも何箇所かありましたね。そこをある方に言われたんですけども、ま、それはともかく。有るんですが、問題は、えー1番直接的に言われたのは私思ったんですが、例えば、いにしえ街道、えー町外からの方も勿論いらっしゃいますね。それから同じ江差町の方でも、必ずしも、そこに住んで居ない方だったら、あれそこに来た時にどこに避難路あるのということで、避難路がどこにあるか、ちょっと離れたら分からない。よくこれは他の町でもあるんですが、何メートル先の左に避難路とかっていうことで、もうちょっと先の方にとかですね、いにしえ街道ですと何箇所か。ですから歩いていると、あ、そっか、あっちに行けば避難路なんだと分かるような、これ、確かに必要だなと、私もえーその方から聞いて思いました。

ま、もし、あるのであれば、ごめんなさい、私何回か見たんですがなかったの、えーその点について2つ目としてお聞きしたい。

で、最後、えー先程草狩りの話もちょうとありましたが、冬場、えーこれは私、冬で経験したこと有るんですが、あのーたまたま、そこに行ったら、全然、えーそもそも分からなかつちゅうか、埋まっていたとか。これは、あの先程、道の、えー急傾斜地の対策の方で作ったことがあるとすれば、管理も実はそこになるんでしょうかね。ちょっとごめんなさい。あの認識しっかりしていないってのもあるんですが、いずれにしても冬場の除雪対策、体制どうなってるのか、これも、えーちょっとお聞きしたいと思います。

以上。再質問。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

3点のご質問にお答えさせていただきます。

えーまず、1点目。街灯についてです。

ご指摘頂きましたように、えー現在の避難路には街灯の設置はございません。

えー、やはり夜間等と想定した場合には、街灯っていうのは必要なというような認識をもってございます。

えー同様に、2つ目の案内標識。先程、お一、いにしえ街道というお話がありましたが、いにしえ街道の東別院側、そして津花町側が、えー津波浸水想定区域になっていると。そういった、えー津波の水深がどういった状況にあるのかというその実態を踏まえながら、やはりそこは検討をする必要があるかなというような認識を持っております。

3点目、除雪です。ご指摘頂きましたように、除雪は全く出来てございません。

ただ、いずれのこの3つにつきましても、冒頭の、お一町長答弁でもお話をさせて頂きました様に、平成20年代に地域の方と話をした中で、指定をさせて頂いていると。その後の高齢化であったり、住まいの状況等を考えますと、やはり課題が有るなというふうな意識をしてございます。以上です。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

ここで飯田議員からの再々質問において、答弁保留となっておりました件について、答弁を求められておりますのでこれを許可致します。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。えー先程の飯田議員の一般質問の再質問の中でですね、町道に隣接する危険空き家により、えー通行者、或いは通行車両などが、えー被害を受けた場合の、町道管理者の

責任についてのご質問がありましたので、私の方からご答弁申し上げます。

えー調べましたところ、空き家の管理責任につきましては、民法のですね、717条で規定されてございまして、えー基本的に都市の工作物に設置、或いは保存に瑕疵がある場合の責任は、所有者が負うものとされてございますので、えー道路管理者の責任は無いものと判断してございます。

ただ、飯田議員ご指摘のですね、茂尻にありますこの建物につきましては、我々も危険であることは承知してございますので、まあ強風時の道路のパトロールなどではですね、気を付けて見るようにしていかなければならないなと思ってございまして、えーいよいよ危険な状態だと判断する場合にはですね、えー総務課などとも協議をしながら、通行規制なども頭に置きながらですね、対応して参りたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。以上です。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は全て終了致しました。

これで一般質問を終結します。

(議長)

日程第5、報告第1号、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

(議長)

報告内容については、お手元に配布のとおりですので、説明を省略し、ただちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

次に、日程第6から日程第14については、令和5年度江差町各会計決算認定でありますので、認定第1号、令和5年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、令和5年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでを、一括で議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、認定第1号、令和5年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号から第8号までの令和5年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、令和5年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)
以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)
お諮りします。

ただ今、一括議題となっております認定第1号から認定第9号につきましては、議長と監査委員である小梅議員を除く、10名の委員で構成する令和5年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)
異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定につきましては、議長と監査委員である小梅議員を除く、10名の委員で構成する令和5年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

(議長)
決算審査特別委員会、開催のため、15時20分まで休憩致します。

休憩 15 : 00

再開 15 : 20

(議長)

休憩と閉じて、再開致します。

(議長)

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告致します。

委員長に、塚本議員、副委員長に、小野寺議員が互選されました。

また、決算審査特別委員会の開催日程につきましては、10月の21日から23日の3日間との事ですので、併せてご報告致します。

(議長)

日程第15、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和6年7月30日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い致します。

「財政課長」

財政課課長。

(議長)

財政課課長。

「財政課課長」

それでは、報告第2号について、補足説明させていただきます。

議案書2ページの専決処分書をご覧ください。

本件につきましては、本年6月18日火曜日、町が管理する中歌町の九艘川公園において、町の会計年度任用職員である公園管理人が、刈払機を用いて、草さり、草刈作業を行っていたところ、飛散防護ネットを飛び越えた小石により、公園に隣接するA氏自宅1階の窓ガラス1枚を損傷させてしまったものであります。

和解の概要につきましては、町及び相手方は、損傷した窓ガラスの補償費用、補修費用が44,000円であることを確認し、町が加入する総合賠償保険にて給付し補償するものとし、これをもって、町及び相手方の間には、今後一切の債権債務関係が無いことで、7月30日に示談致しました。

今後におきましては、このような事故が起きないように、飛散防止措置を徹底して参りたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第16、議案第1号、江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置管理及び処分に関する条例の

制定についてでございます。

再生可能エネルギーを活用し、利用促進を図ることで持続可能な脱炭素社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、江差町再生可能エネルギー等活用基金を設置する条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー議案4ページをお開き下さい。

えー本条例、第1条に規定しております通り、再生可能エネルギーの活用と利用促進を通じた、脱炭素化のまちづくりに寄与することを目的として、基金の設置を図るものでございます。

えーこれまでに、町内で事業展開されている再生可能エネルギー事業者の皆様などから、多くのご寄附を頂き、まちづくりや備品整備などに活用させて頂いておりますが、本条例による基金の設置、活用を通じ、省エネや再エネの導入による脱炭素化の推進を図ることとするものでございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、江差町・再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第2号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

太陽光発電ゾーニングマップにおいて、地理情報システム解析処理作業時に、不適エリア、調整エリア、促進エリアの抽出に誤りがあったため、面積及び割合を修正することに伴い、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

議案6ページ、関連資料は1ページから5ページとなっております。

本条例は、先の第2回江差町議会定例会で可決頂いたところですが、太陽光発電に関するゾーニングの集計において、不適エリア、調整エリア、促進エリアの抽出に誤りがあることが判明したことから、各エリアの面積及び割合を修正するものでございます。

今回の修正により、促進エリアが3.5平方キロメートル減少する一方で、調整エリアが3.4平方キロメートル、不適エリアが0.1平方キロメートル増加することとなります。

今回の誤りの主な理由は、調整エリアでは、設定条件の1つ土地利用図について、調整エリアとすべきところを促進エリアとしていたためです。

また、促進エリアでは、設定条件の1つ傾斜区分の一部について、不適エリアとすべきところを不適エリアとしていなかったことによるものです。

資料の図面では、変更箇所が分かりづらく、大変申し訳ございませんが、面積が減少する促進エリアに影響する行政区は25の字となっており、促進エリアの減少分、3.5平方キロメートルの大半の3.4平方キロメートルが増加となる調整エリアは25の字となっており、その内、楢川町、田沢町、水堀町、小黒部町の4町で増加分の5割、1.7平方キロメートルを占めております。

同様に、0.1平方キロメートル増加する不適エリアにつきましては、田沢町、五厘沢町、水堀町、小黒部町、朝日町、鹹川町の6町となっております。

先程述べました通り、今回の一部改正は、集計、誤りによるもので、各エリアの条件を変更したものでは無いことを申し添え、説明とさせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定についてでございます。

町内小中学校における児童生徒のいじめに関する重大事態発生の際に、当該事案に関する問題解決に向けた調査及び検証を行うための委員会を設置するため、江差町いじめ問題調査等委員会条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えーそれでは議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例につきまして、私から補足説明を致します。

えー議案書は8ページから9ページになります。

本条例は、いじめ防止対策推進法第28条第1項及び第30条第2項に規定する文部科学省が定める、所謂、重大事態が発生した際に、その事案に関する問題解決に向けた調査、検証を行うための委員会を設置するための条例となります。

文科省が定めます重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態と、いじめにより当該学校

に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態とされており、重大事態に該当するか否かの判断は、学校が行わなければならないこととされております。

えー町では、平成26年に江差町いじめ基本方針を策定し、えー重大事態が発生した際に、調査を行うという規定をされておりましたが、重大事態が発生した際に、法律に基づく対処を迅速に行う為、本条例を制定しようとするものです。

えー条例では、教育委員会の諮問に応じて調査を行う調査委員会と町長の諮問に応じて、検証を行う検証委員会を設置し、調査、審議を行い、それぞれ答申することとされております。

えーまた、委員会の委員には、学識経験者や法律、教育、心理等に関する専門的な知識を有する者から任命することとしておりまして、委員会の中立性を確保した中で調査を行う事となります。

なお、本条例に定めるほか、委員会の運営に関して必要な事項に関しましては、別に定める事とされております。

以上、簡単ではありますが、補足説明と致します。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、課長さん、あのー教育長ね、今日あの一欠席なもんであれなんですけども、これ簡潔にちょっと伺いたいんですが、これ委員の、あの選任は、これはどういうふうな方法で検討されてますか。

もし、今の段階で考え方があれば、お伺いしたいと思います。

「学校教育課長」

はい。学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。えー室井議員からのご質問でございます。

えーと委員の選任に関しましては、えーと条例の方に規定されて有りますとおり、学識経験者や法律、教育、心理等に関する専門的な知識を有する者ということで規定をされております。

えーいずれもですね、あの一関係機関等にですね、あの一適任の方が居ないかどうかも含めまして、えー各部署に相談しながらですね、決めて行きたいというふうに考えてございます。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あの一、誰もがね、こういう問題をね、あつてはなら絶対あつてはならないんですよ。

ね、だから、委員にね、なる方にもね、その辺のこと、ただ問題が起きただけでなく、もうちょっところ輪を広げて考えてね、ちゃんとその辺のことはね、あの考えながら、委員の互選をして貰いたいと思います。

意見と思いますけど、どうでしょうか。

こういうね、後ろにうるせえ爺居るんだよ。これ。ね、はい。質問にしました。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。ただ今、あの室井議員からもご意見頂きましたことも含めまして、えー慎重にこちらの方は取り進めて参りたいというふうに考えてございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー、あの一、課長、今の室井議員とちょっと少し関連しますが、あの一、直近でいうと旭川の事例が私は本当に教訓的だなと。ま、あれは、再調査ですが、ま、要するに第3者委員会の更にそれを調べるという意味では同じ意味合い的に、ちょっと質疑させて貰いますが、本当にああいう状況、ま、札幌もそうでしたが、えーこの先程出た委員の選任をどうするかに掛かってるなど。せっかく作っても、旭川の場合は、ま、事実上それ否定されちゃったんですね。それで、再調査。えーしっかりとした、まあ研究者、えー弁護士、教育専門家、心理学者などなど。ですから、えー色んなところで相談もしつつ、あまりあの今回旭川の場合は、尾木先生ですよ。どう考えたって、ま、あれはちょっと特別でしたが、えー函館あたりから呼ぶ、から、いらっしゃるのか、札幌からいらっしゃるか分かりませんが、まずしっかりと選んで貰いたいと、あの思います。ま、これはもし何か、コメントあればですが。

で、もう1つ。問題は重大案件に行く前の部分だと私は思うんですね。今回のこの、えー条例を作って、委員会を作る。

しかし、教育委員会としては、これが重大案件にいく前の日常的な教育委員会行政、教育行政、学校との繋がりが、私は改めて求められると思うんです。

その点でちょっとお聞きしますが、現時点で、いじめの、おー認知、ちょっともしお手元に資料あれば。去年の件数と今年の現在の件数ちょっと教えて頂きたいんです。

で、えーちょっと再質問も含めて、ちょっと考えてるんですが、ちょっと最初に聞きますね。旭川の事例を、おー読み解くと、大っきくは尾木さんも言っておりますけども、今、単に旭川の問題だけじゃなくて、全国的な問題だと。SNSが、もう広範に小学生、中学生に広まって、それがいじめの起因、そしてもう1つが、そのSNSも使ってですが性的ないじめ。これも小、中で深一く浸透してると。ですからこの問題は、ま、尾木さん曰く、全国的な問題だと。そして、教育の観点からも、いじめ対策よりも教育という観点から、SNSの取扱い方、それから性教育、このことがすごく強調されてました。新聞、テレビでも何度も出されておりました。

で今、えー小中学校では、校内の対策委員会もあって、色々私たち議員にも、あの学校から、あの一お便り頂いてます。時々はいじめアンケートの状況も出ますね。あれ見れば、一定の状況ちゅうのはある。そうすると、1問目の質問、あ、最初の質問の認知件数が有るのかどうかってこともありますし、結果的に校内の対策委員会の中で、先程言った、えー全国的な問題だと言われているSNSの、あの教育的な観点、性的な問題、つまり性教育なども含めて、私しっかり単なるいじめ対策に限らず、えー日常の教育の中でやってくということが大前提として、私今、求められているなと思ってるんです。

そこら辺、今教育委員会としてもきっと、この委員会を作る上で、検討の課題なってるかと思うんですが、ま、所見があれば、あの一、ま、ちょっと今日教育長いらっしゃらなくて申し訳ないんですが、お答え願えればなど、課長の判断で、あ、範囲で宜しいかと思えます。以上です。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

はい。えーと、まず、委員の選任につきましては、先程あの室井議員の方にご答弁した通りでございますので、そちらの方ご理解頂ければというふうに思っております。

それと、重大案件にいく前のその対処という部分ですね、えー所謂いじめの認知ですね。現在のところ、えー、あの町内においては、年に数回ですね、全部の児童・生徒に、えーいじめに関するアンケートを行っておりまして、まあそちらの方で、例えば、あの一相手から言われた事が、えー自分が不快であったとか、そういう部分に関しては、学校側はその時点でもういじめと認知して、えーそこで対処を行っているという現状がございます。

ちょっと、あの一件数に関しては、えーと今、手元に数字が持ち得ておりませんが、えー確か、全体でも、あの数件というレベルだったというふうに私は記憶しております。

えーそれから、えーSNSからの、いじめに広がるパターンですとか、今言われました性教育に関しましては、えー学校内におきましてですね、ま、授業も含めて児童・生徒には細かく指導の方はしております。

性教育につきましては、あの町の保健師なども、あの出向いて、授業を行っている状況でございます。

これら含めましてですね、児童・生徒にはしっかりと、ま、知識を付けて頂いて、このような事案に繋がらないような教育を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければというふうに思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町いじめ問題調査等委員会条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第4号、江差町財政調整基金の処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第4号、江差町財政調整基金の処分についてでございます。

江差町一般会計において、財源不足を補てんするため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第4号について、補足説明させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

本件につきましては、財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れるもので、同基金条例に基づきまして、議会の議決をお願いするものです。

財政調整基金につきましては、当初予算編成にあたり3億円を取り崩すことでご承認を頂きましたが、この間、今年度の補正予算編成に伴い、開陽丸記念館改修、或いは江差マースの運行、ゼロカーボン推進などの政策的事業等に対応して来ましたところ、年末を控え、人事院勧告や生活交通路線等維持費補助のほか、依然として続く物価高騰による事業費の増加に対応していくため、更に5,000万円を処分させて頂くものです。

ご審議のうえ、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーとですね、今日の議会の中でもね、財政調整基金のね、あの一まあ心配してる質問された議員もおります。

しかしですね、私思うにはですよ、ね、財政調整基金を増やしてですね、町民にね、負担をね、背負うっていう、誰も考えてませんよね。役場だって。

やっぱり頑張ってるですね、財政調整基金を拠出した分だけね、色んな制度、国なり道のですね、色んな制度使ってるですね、事業費を捻出するっていう前向きな姿勢が無かったらですね、今ある貯金をね、デーンと財布のひもを締めてですよ、使わない、それでいいんだっていう考え方は絶対あってはならないと思うんですよ。これは財政課長はよく分かっていると思う、ね。

やっぱりこれはね、何も役場だけの責任でもないし、議会だってね、町民だってね、江差町にあんまりね、財政力ね、無いかもしれないけど、でも、今居る、ね、町民の皆さんに、また、これからの将来のためにもですね、一生懸命ですね、お金稼いで来るから、だから貯金も、ね、出して事業やるんですって、そういう前向きな姿勢が無かったらですね、私は駄目だと思うんですけども、これはまあ財政課長が答弁出来るか、もしかしたら、あの一、もう、こっちのね、あの2人がするのか、これは皆さん、今日、町長の方がいいな、これはっきり、ね。

それでなかったら事業出来ないよ。おつきい事業も。そのような腹持ってやりなさい。
町長答弁して下さい。

(打越議員より「室井さん、いいど」の声あり。)

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えーご指名を頂きましたので、えー説明をさせていただきます。

えー室井議員と思いは同じにしている、思いは同じでございます。えー我々は必要な予算をしっかりとですね、精査しながら予算化をしているところでございます。

えーそういう町民の皆さん、或いは議会の皆さんのしっかり理解されるような財政運営をしなきゃいけないというふうに思っておりますし、えー今回の補正に関しましてもですね、例えば、ふるさと納税応援対策としてですね、一般財源1,400万円を追加をさせて頂いておりますけども、これは追加をしながらもですね、えーまた、寄附金として跳ね返ってくるものでございまして、えー投資効果っていうのは非常に有るのではないかなというふうに思っております。

是非ですね、町民の皆さまにしっかり今の暮らしを守りながら、未来へ希望の持てる街づくりを一層推進して参りたいと思いますので引き続きよろしくお願い致します。

(議長)

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第5号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第5号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

今回の補正につきましては、江差町DX推進業務など、13事業に係る経費の補正、3事業の財源更正の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,050万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,713万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案5号について、補足説明させていただきます。

議案書15ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、江差町DX推進業務です。

我が国では、新型コロナウイルス対応において、地域や組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するために、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められおり、喫緊の課題となっております。

こうしたなか国は、昨年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定したところであり、この重点計画で掲げられている、目指すべきデジタル社会のビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされております。

このような背景のもと、町は、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、業務効率化を図り、住民の利便性を向上させるべく、町としてのDX推進の全体方針の策定を進めることと致しました。

全体方針の策定にあたりましては、町の組織体制の整備や、デジタル人材の確保・育成、道との連携による推進体制の構築など、専門的知見からの助言が必要不可欠であることから、外部人材によるアドバイザー業務を委託します。

補正額は、155万3千円。財源は、全額一般財源となっておりますが、約7割は、別途特別交付税で措置されます。

次に、ふるさと応援寄附金対策です。定例会資料7ページ、資料2も併せてご覧ください。

昨年度に2億円を突破し、中期財政運営方針の目標達成となりました、ふるさと応援寄附金については、今年度においても好調を維持しており、今年7月末現在で、前年度比1.5倍の寄附金額となっています。

今後における返礼品や広告費、業務委託費等を措置すると共に、増収見込分として3,000万円を基金に積み立てます。失礼いたしました。補正額は、4,477万3千円です。

次に、令和5年度障がい者自立支援給付費道費負担金返還です。

関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、既に交付決定を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、57万2千円です。

次に、令和6年度権利擁護事業区分人材養成研修事業です。資料3をご覧ください。

本事業は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、ひとりで決めることが心配な方々の生活を支えていくため、本人に代わって財産管理等の支援を行う、市民後見人を養成する講座の開催経費を措置するものです。

事業の実施にあたりましては、江差町社会福祉協議会に委託した上、北海道社会福祉協議会が示す市民後見人養成講座カリキュラムに即して、計7回、オンライン形式により行います。

対象者は5名。町社会福祉協議会の日常生活自立支援員や町内の介護施設職員などを想定しています。補正額は、20万円。財源の道支出金は、権利擁護人材育成事業費補助金です。

次に、児童手当支給です。

本事業は、本年第2回定例会におきまして、システム改修を先行して補正頂いているものですが、今回は、国のこども未来戦略に基づく児童手当の抜本的拡充に係るもので、本年10月分から受給者の所得制限撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降は、より手厚く一人当たり月3万円に大幅増額します。

また、併せて会計年度任用職員の人件費や給付事務費を計上します。

補正額は、1,241万円。財源の国庫支出金1,019万1千円、道支出金110万6千円については、それぞれ児童手当等交付金・負担金となっております。

次に、北部地域町立保育園統合に係る増改築改修実施設計業務委託です。

ご承知のように、町は、老朽化する日明保育園及び水堀保育園の2園を統合し、新たな北部地域町立保育所として、現在の道立江差病院院内保育所を活用させて頂きながら、令和8年度に開設するための準備を進めているところです。

開設する保育所は、認可保育所の位置付けとなりますことから、厚生労働省が定めた児童福祉施設最低基準をクリアする必要があるため、来年度施工に向けて、必要な増改築に係る実施設計業務を発注します。補正額は、691万9千円。全額一般財源です。

次に、新型コロナウイルス予防接種支援事業です。資料4をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンについては、特例臨時接種が本年3月31日で終了し、令和6年度以降は、65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾病を有する方を対象に、予防接種法のB類疾病の定期接種として市町村が実施することとなりましたことから、町としましても、これらの方々を対象として、秋・冬接種に向け新たな接種体制を確保し、重症化予防及び季節性インフルエンザとの同時流行に備えます。

補正の内容につきましては、接種費用の自己負担額7,000円の半額3,500円を町が助成するものとし、対象者数については、過去実績を踏まえ、生活保護者60名を含めた1,420名を見込みました。補正額は、1,627万5千円。財源の国庫支出金は、新型コロナウイルス定期接種助成金です。

次に、江差町再生可能エネルギー等活用基金積立です。

本件は、議案第1号で議決頂きました江差町再生可能エネルギー等活用基金の設置、管理及び処分に関する条例、第2条に基づくもので、再生可能エネルギーの普及啓発、活用促進を図り、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めるため、先ほど行政報告致しました合同会社ユーラス江差風力様からのご寄附を充当させて頂きます。補正額は、160万円。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業です。資料5をご覧ください。

本事業は、昨年度から2か年で進められており、林野庁所管の補助事業となります。

小規模分散している森林を集約化して、効率的な林業生産活動につなげていくための情報収集、合意形成、森林境界の明確化、森林所有者の探索等の活動を支援するもので、町と協定を締結する森林所有者等に対して、交付金を交付します。

今年度についても、引き続き一般社団法人道南森林整備機構を対象とし、同機構が行う森林境界測量に係る経費を支援します。補正額は、110万円。林野庁交付金が北海道の会計を経由して交付されます。

次に、豊かな前浜づくりプロジェクトです。資料6をご覧ください。

令和4年度から実施しているトラウトサーモン養殖事業3年目の取り組みに対する協議会への補助金で、種苗費やえさ代等の養殖経費を支援します。

補正額は、1,333万8千円。その他特定財源212万2千円は、信金中金の企業版ふるさと納税SCBふるさと応援団を基金から取り崩して充当します。

次に、水産物供給基盤機能保全事業です。

本事業は、北海道が管理する第1種江差追分漁港泊地区の維持に係るもので、同漁港の係留施設である北船揚場が老朽化により張ブロックに段差が生じ、先端部コンクリートの

欠損等が確認されていることから、修復に向けた実施設計費用について、漁港漁場整備法第20条の2の規定に基づき、地元負担金として支出します。具体的には、事業費500万円のうち、国が300万円を負担し、残額の200万円について、道が2/3、町が1/3を負担します。補正額は、66万7千円。全額一般財源です。

次に、町道除雪対策事業です。

今年の冬の歩行者及び自動車の安全確保のため、除雪作業員の人件費、融雪剤、防雪柵等の資機材及び北部地域の除雪委託費等を措置します。補正額は、5,991万6千円。全額一般財源です。

次に一般補正の最後、朝日町民体育館ストーブ取替工事です。資料7をご覧ください。

体育館に設置されている全4台のストーブのうち、年数経過により部品調達ができず、修理不可能なストーブ1台を更新し、施設の快適性の回復・向上を図ります。補正額は、117万9千円。全額一般財源です。

次に、財源更正です。

はじめに、権利擁護人材支援体制構築事業です。

本事業は、一般補正の人材養成研修事業と併せて、道へ補助金の交付申請を行っていたものです。

町が社会福祉協議会へ成年 後見支援センター運営委託として支出している金額354万2千円に対して、道補助金100万円の交付決定を受けましたことから、当該分に係る道支出金を増額し、一般財源を減額します。

次に、いきいきふるさと推進事業助成金江差追分全国大会分です。

今年で60回を迎え、記念大会となる江差追分全国大会の開催経費972万5千円に対して、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金100万円の助成決定を受けましたことから、当該分に係るその他特定財源を増額し、一般財源を減額します。

最後に、地域づくりセミナー開催助成金、プログラミング・サマーキャンプ分です。

本事業については、いきいきふるさと推進事業助成金40万円の助成要望を行っていたもので、こちらにつきましては残念ながら不採択となりましたが、変わって、同協会の別の助成メニューである地域づくりセミナー開催助成金30万円の助成決定を受けることができましたことから、当該差額分10万円を財源更正します。

以上、13事業の一般補正及び3事業の財源更正による補正額の合計は、1億6,050万2千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

1点、お聞きします。

えーと、デジタルフォーメーションのアドバイザー、の件です。

まず、先程の説明で、全体方針をまあ作ると、まあその為のアドバイザーということでしたが、ま、どういう工程、今考えているのか、まあ年次的なものですな。それちょっと教えて下さい。

それから併せて、今、行政DXで一番急がれるとすると、国が進めている標準化の、おーシステム導入。

えー一応、最初の計画では2025年の末から、えー多くの自治体から間に合わないとお金がとてもでないけど間に合わない、足りないということが、ワンワンと来て、今、色々見直しとか何とか言われてるみたいですが、いずれにしても江差町として、2025年末、えー導入ということはどのように今考えてるのか。

それと、このアドバイザーがそれに関わってくるのか、ちょっと教えてください。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーまず、1点目の全体工程に関するご質問にお答えさせていただきます。

えー私共としますと、おー今回、議決を頂いたのち、えー10月から早速その専門家のアドバイスを受けたいと、そして1つの区切りとして、年度末ということで考えてございます。

ただ、えーこの中で、この半年の中で、江差町が進むべき全体方針というものを極力、確定させて頂きたい、あー確定をさせて頂きたいと考えておりますが、内容によってはですね、この半年間で無理ということもあり得るかなと思います。

と言いますのも、これまで江差町では、各部署がデジタル化を進めて来てございます。

ただ、この江差町全体として見た時に、この町の財政規模であったり、えー人口規模であったり、そういったものを照らし合わせた時に、どういったDX化が本当に望ましい物なのかというところを含めて、専門家の知見を活用させて頂きたいと考えておりますので、まずそのような状況になっているということでございます。

えー2点目、標準化についてです。

私共としますと、えー議員のお話のとおり2025年末の事業完了ということを想定してございます。

ただ一方では、私共の方の予定とはまた別に、交付金やら何やらというような国全体の動きがある中で、大元であるベンダーが、それに対応出来るかどうかという部分については、今後ちょっと不安要素が有るかなというふうに感じておりまして、今の時点とすると2025年、来年度末で移行するという予定でいることをいる旨をご答弁させて頂きます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりましたというか、全体の流れまた色んなところで我々に示されると思いますので、ま、その時点でまたやり取りもさせて貰いたいと思うんですが、問題は、先程いみじくもベンダーの話出ましたけれども、ベンダー任せ、丸投げというのが今選考しているところで現れていて、自分達が全く分からない。

今回は、あくまでもアドバイザーですので、直接、最初から全て関わるという位置づけではないと思うんですが、いずれにしても、町としてのスタンス、もちろん、ベンダーに一定程度やって貰わなきゃならないのは当然あるでしょうし、その20の業種が2025年度末ということになって、基本的にあらゆるものですね、江差町の福祉、教育、あー障がい者だとか、介護だとか、国保だとか、ですから情報漏洩の問題だとか、えーそれからメンテナンスのこれからお金掛かることだとかっていうこと、ベンダー任せ、丸投げってことには絶対、私はしちやならない。特に、情報保護。やはり江差町の職員の中でも、しっかりと教育といいますか、採用といいますか、それも含めて、ま、当然全体方針の中に入ってくるとは思うんですけども、それしっかりと、えーまずは、江差町のスタンスをはっきり、しっかりと持ちながら、アドバイザーにも力を借り、今後の、えーベンダーとの関係も作ってくるということに私はなると思うんです。

その姿勢をしっかりとまず持つということが大事だと思うんですが、その点について、もしコメントあれば頂ければなと思います。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー只今の、ご質問にお答えさせて頂きます。

まあ標準化に係わるベンダー任せというようなご質問かなと思いますが、よろしいでしょうか。

「小野寺議員」

全体的な。

「総務課長」

全体。はい。ありがとうございます。

ま、あの一、DXに係わるものが標準化だけではなくて、諸々のもっと広い意味でのDXというものがございます。

えー冒頭ご説明させて頂いておりますが、私共の知識、知見だけでは、なかなか追いついていないというところの現状認識の中で、えー専門家のアドバイスを頂くということが、今回の基本になってございます。

えーそういった意味では、今国が主導している標準化に対して、この町の規模なり、えー財政状況であると。

そういったことを踏まえた方針というのは、十分私共、町の考え方として伝えていく必要があるかなというふうな認識でおります。以上です。

（議長）

よろしいですか。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、令和6年度江差町一般会計補正予算（第9号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第6号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第6号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和5年度介護保険料給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,896万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,004万円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして、歳入歳出それぞれ12億3,486万8千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

議案第6号について、ご説明させていただきます。議案書35ページの補正予算構成表で説明致します。

令和6年度介護給付費負担金等精算事務でございます。

介護保険会計の財源である国庫・道費公費負担分は、毎年度終了後に精算事務が行われるもので、令和5年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回ったために生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書43ページをご覧ください。記載に有りますとおり、返還金4,896万6千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分3,858万1

千円。地域支援事業費国庫交付金分 2 2 3 万 5 千円、道に対する返還金として介護給付費道費負担金分 3 9 5 万 5 千円、地域支援事業費道費交付金分 1 2 4 万 1 千円。

社会保険診療報酬支払基金として診療報酬支払基金介護給付費分 1 6 1 万 8 千円、診療報酬支払基金地域支援事業費分 1 3 3 万 6 千円となっており、えー補正額の財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。

ご審議の方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第 6 号、令和 6 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第 6 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 2 2、議案第 7 号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第7号、工事請負契約の締結についてでございます。

令和6年2月5日に議決頂きました、令和5年度町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事上部工について、施工方法などの変更により契約金額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の変更内容につきましては、変更前の契約金額1億6,775万円、変更後の契約金額1億7千、失礼しました。1億7,008万2千円となるものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 : かもめ島中央階段遊歩道保全対策工事。

工事場所 : 江差町字鷗島6番地先。

契約の方法 : 指名競争入札。

契約の金額 : 6,699万円。

契約の相手方 : 田畑宏栄経常建設共同企業体、代表者 檜山郡江差町字伏木戸町634番地、株式会社田畑建設 代表取締役 田畑昌伸でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第8号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第24、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

同意第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字泊町243番地、加澤 優香子氏、昭和37年11月13日生まれ、61歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに、起立にて採決致します。

(議長)

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字泊町243番地、加澤 優香子氏、昭和37年11月13生まれ、61歳を教育委員会委員として、任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第25、発議第1号、国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。あ、挙手全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件については、すべて議了致しました。

(議長)

これで、会議を閉じます。

令和6年第3回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん、大変、お疲れさまでした。

ご協力、ありがとうございました。

閉会 16 : 14